

指定居宅サービス 省令・条例・規則（比較表）

省令	区分	条例	規則
<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）</p> <p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針（第四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五条・第六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第七条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八条―第三十九条）</p> <p>第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第二十九条の二・第三十九条の三）</p> <p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十条―第四十三条）</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第四十七条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第五十五条―第五十八条）</p> <p>第四章 訪問看護</p> <p>第一節 基本方針（第五十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六十条・第六十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第六十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第六十三条―第七十四条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第七十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七十六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第七十七条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第七十八条―第八十三条）</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針（第八十四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八十五条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八十六条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八十七条―第九十一条）</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第九十二条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十三条・第九十四条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九十五条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十六条―第一百五十五条）</p> <p>第五節 共生型居宅サービスに関する基準（第一百五十五条の二・第一百五十五条の三）</p> <p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第一百六条―第九十九条）</p> <p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第一百十条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第一百一十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第一百一十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第一百三十三条―第一百九十九条）</p>		<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 指定訪問介護（第五条―第十七条）</p> <p>第二節 共生型訪問介護（第十七条の二―第十七条の四）</p> <p>第三節 基準該当訪問介護（第十八条・第十九条）</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>第一節 指定訪問入浴介護（第二十条―第二十五条）</p> <p>第二節 基準該当訪問入浴介護（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第四章 訪問看護（第二十八条―第三十四条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション（第三十五条―第四十条）</p> <p>第六章 居宅療養管理指導（第四十一条―第四十六条）</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 指定通所介護（第四十七条―第五十三条）</p> <p>第二節 共生型通所介護（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第三節 五十七条から五十八条まで削除 基準該当通所介護（第五十九条・第六十条）</p> <p>第八章 通所リハビリテーション（第六十一条―第六十六条）</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 指定訪問介護（第二条―第三十条）</p> <p>第二節 共生型訪問介護（第三十一条の二・第三十二条の三）</p> <p>第三節 基準該当訪問介護（第三十四条）</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>第一節 指定訪問入浴介護（第三十五条―第四十二条）</p> <p>第二節 基準該当訪問入浴介護（第四十条）</p> <p>第四章 訪問看護（第四十四条―第五十五条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション（第五十六条―第六十一条）</p> <p>第六章 居宅療養管理指導（第六十二条―第六十七条）</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 指定通所介護（第六十八条―第七十九条）</p> <p>第二節 共生型通所介護（第八十条―第九十五条）</p> <p>第三節 八十一条から九十五条まで削除 基準該当通所介護（第九十六条）</p> <p>第八章 通所リハビリテーション（第九十七条―第一百五十五条）</p>

<p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第二百二十条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百二十一条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二百二十二条） <p>第三節 設備に関する基準（第二百二十三条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二百二十四条） <p>第四節 運営に関する基準（第二百二十五条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 第二百四十条） <p>第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四百四十条の二・第四百四十条の三）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第四百四十条の四・第四百四十条の五）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第四百四十条の六―第四百四十条の十三）</p> <p>第六節 共生型居宅サービスに関する基準（第四百四十条の十四―第四百四十条の二十五）</p> <p>第七節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四百四十条の二十六―第四百四十条の三十二）</p> <p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 基本方針（第四百四十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四百四十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第四百四十三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第四百四十四条―第四百五十五条）</p> <p>第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四百五十五条の二・第四百五十五条の三）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第四百五十五条の四）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第四百五十五条の五―第四百五十五条の十一）</p> <p>第十一章 削除</p> <p>第十二章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第七十四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七十五条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第七十六条） <p>第三節 設備に関する基準（第七十七条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第七十八条―第七十九条）</p> <p>第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第九十二条の二・第九十二条の三）</p> <p>第二款 人員に関する基準（第九十二条の四・第九十二条の五）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第九十二条の六）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第九十二条の七―第九十二条の十二）</p> <p>第十三章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 基本方針（第九十三条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十四条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第九十五条） <p>第三節 設備に関する基準（第九十六条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十七条―第九十九条）</p> <p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第二百五条の二・第二百六条）</p> <p>第十四章 特定福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針（第二百七条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百八条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二百九条） <p>第三節 設備に関する基準（第二百十条）</p>	<p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 指定短期入所生活介護（第六十七条―第七十三条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第七十四条―第七十八条）</p> <p>第三節 共生型短期入所生活介護（第七十八条の二―第七十八条の四）</p> <p>第四節 基準該当短期入所生活介護（第七十九条―第八十三条）</p> <p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護（第八十四条―第八十九条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第九十条―第九十四条）</p> <p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定特定施設入居者生活介護（第九十五条―第一百条）</p> <p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百一条―第一百五一条）</p> <p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定福祉用具貸与（第一百六条―第一百十一条）</p> <p>第二節 基準該当福祉用具貸与（第一百十二条・第一百十三条）</p> <p>第十三章 特定福祉用具販売（第一百四条―第一百五一条）</p>
---	---

<p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 指定短期入所生活介護（第六十七条―第七十三条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第七十四条―第七十八条）</p> <p>第三節 共生型短期入所生活介護（第七十八条の二―第七十八条の四）</p> <p>第四節 基準該当短期入所生活介護（第七十九条―第八十三条）</p> <p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護（第八十四条―第八十九条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第九十条―第九十四条）</p> <p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定特定施設入居者生活介護（第九十五条―第一百条）</p> <p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百一条―第一百五一条）</p> <p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定福祉用具貸与（第一百六条―第一百十一条）</p> <p>第二節 基準該当福祉用具貸与（第一百十二条・第一百十三条）</p> <p>第十三章 特定福祉用具販売（第一百四条―第一百五一条）</p>	<p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 指定短期入所生活介護（第六十六条―第七十二条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第七十三条―第七十七）</p> <p>第三節 共生型短期入所生活介護（第七十七―七十九）</p> <p>第四節 基準該当短期入所生活介護（第七十九―八十三）</p> <p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護（第一百四十一条―第一百四十五条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第一百四十五条―第一百六十二条）</p> <p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定特定施設入居者生活介護（第一百六十四―第一百七十一）</p> <p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百七十三―第一百九十条）</p> <p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定福祉用具貸与（第一百九十一条―第二百一条）</p> <p>第二節 基準該当福祉用具貸与（第二百三条）</p> <p>第十三章 特定福祉用具販売（第二百四条―第二百十一条）</p>
---	--

<p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 指定短期入所生活介護（第六十六条―第七十二条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第七十三条―第七十七）</p> <p>第三節 共生型短期入所生活介護（第七十七―七十九）</p> <p>第四節 基準該当短期入所生活介護（第七十九―八十三）</p> <p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護（第一百四十一条―第一百四十五条）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第一百四十五条―第一百六十二条）</p> <p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定特定施設入居者生活介護（第一百六十四―第一百七十一）</p> <p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百七十三―第一百九十条）</p> <p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定福祉用具貸与（第一百九十一条―第二百一条）</p> <p>第二節 基準該当福祉用具貸与（第二百三条）</p> <p>第十三章 特定福祉用具販売（第二百四条―第二百十一条）</p>	<p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 指定短期入所生活介護（第六十六―七十二）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（七十三―七十七）</p> <p>第三節 共生型短期入所生活介護（七十七―七十九）</p> <p>第四節 基準該当短期入所生活介護（七十九―八十三）</p> <p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護（第一百四十一―第一百四十五）</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第一百四十五―第一百六十二）</p> <p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定特定施設入居者生活介護（第一百六十四―第一百七十一）</p> <p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百七十三―第一百九〇）</p> <p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定福祉用具貸与（第一百九十一―二百一）</p> <p>第二節 基準該当福祉用具貸与（二百三）</p> <p>第十三章 特定福祉用具販売（第二百四―二百一十一）</p>
--	--

において準用する場合に限る。)並びに第二百三条第六項(第二百六条において準用する場合に限る。)の規定による基準

四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四百十条の二十九の規定による基準

五 法第七十二条の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項から第六項まで(第三十九条の三において準用する場合に限る。)、第六条(第三十九条の三において準用する場合に限る。)、(第三十九条の二第一号、第九十四条(第五十五条の三において準用する場合に限る。)、第五十五条の二第一号、第二百二十二条(第四百十条の十五において準用する場合に限る。)、第三百三十条第六項(第四百十条の十五において準用する場合に限る。))及び第四百十条の十四第二号の規定による基準

六 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四百十条の十四第一号の規定による基準

七 法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第三十九条の三及び第五十五条の三において準用する場合に限る。)、第九条(第三十九条の三、第五十五条の三及び第四百十条の十五において準用する場合に限る。)、第三十七条(第三十九条の三、第五十五条の三及び第四百十条の十五において準用する場合に限る。)、第三十七條の二(第三十九条の三、第五十五条の三及び第四百十条の十五において準用する場合に限る。)、第四百四條第二項(第五十五条の三及び第四百十条の十五において準用する場合に限る。)、第四百四條の三(第五十五条の三において準用する場合に限る。)、第二百五条第一項(第四百十条の十五において準用する場合に限る。)、第二百二十八条第四項及び第五項(第四百十条の十五において準用する場合に限る。))並びに第三百十条第七項(第四百十条の十五において準用する場合に限る。)の規定による基準

八 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第一百一十條、第二百一十條、第二百二十二條、第三百三十條第六項、第四百十條の八第七項、第四百十條の十一の二第二項及び第三項、第四百二十二條、第五百十五條の十の二第二項及び第三項、第七十五條、第七十六條、第九十二條の四、第九十二條の五、第九十四條、第九十五條、第二百八條並びに第二百九條並びに附則第十四條及び附則第十五條の規定による基準

九 法第七十四条第二項の規定により、同条

第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第百十二条第一項、第百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第百四十条の四第六項第一号イ(3)、第百四十三条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。)、及び第五号(療養室に係る部分に限る。、並びに第百五十五条の四第一項第一号(療養室に係る部分に限る。))及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。))及び第五号(療養室に係る部分に限る。))並びに附則第三条(第百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。)、附則第八条及び附則第十二条の規定による基準

十 法第七十四条第二項の規定により、第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十二条及び第百九十二条において準用する場合を含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百九十一条、第百九十二条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。)、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第二百五条及び第百二十六条において準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十条の二(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百九十一条、第百九十二条、第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。))、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第百二十六条において準用する場合を含む。)、第三十一条第三項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条及び第百二十六条において準用する場合を含む。))、第三十三条(第三十九条の三、第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第百二十六条において準用する場合を含む。))、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百九十一条、第百九十二条の十三において準用する場合を含む。))、第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条及び第百二十六条において準用する場合を含む。))、第百九十二条の十二、第二百五条及び第百二十六条において準用する場合を含む。))、第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、第百四十二条(第百四十条(第百四十条の十三において準用する場合を含む。))、第百九十二条の十二、第二百五条及び第百二十六条において準用する場合を含む。))、第百四十二条及び第百九十二条の十二において準用する場合を含む。))、第百四十二条の三、第百四十八条第二項(第百五十五条(第百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第百二十五条(第百二十五条の十二において準用する場合を含む。))、第百二十五条第一項(第百四十条の十三及び第百五十

<p>五条（第五十五の十二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第四項及び第五項、第三百十条第七項、第四百十条の七第六項及び第七項、第四百十条の八第八項、第四百十六條第四項及び第五項、第四百八条（第一百五十五の十二において準用する場合を含む。）、第五十条第六項、第五十五条の六第六項及び第七項、第五十五条の七第七項、第七十八條第一項から第三項まで、第七十九條第一項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、及び第二項（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三條第四項から六項まで（第九十二条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条の七第七項から第三項まで並びに第二百三條第六項の規定による基準</p> <p>十一 法第七十四條第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第二百三條（第四十条の五において準用する場合を含む。）の規定による基準</p> <p>十二 法第四十二條第一項第二号、第七十二条の二第一項各号又は第七十四條第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二條第二項各号、第七十二条の二第二項各号及び第七十四條第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める基準以外のも</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八條第一項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者により当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービスに係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>七 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</p> <p>八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八條第一項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者により当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービスに係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>七 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</p> <p>八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八條第一項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。</p> <p>三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者により当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービスに係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>七 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</p> <p>八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p>（指定居宅サービス事業者の指定の申請者）</p> <p>第三条 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）</p>
---	---	---	---	--

<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第四条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>の条例で定める者は、法人である者又は法人でない者（当該申請に係る居宅サービスの種類が、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護である場合に限る。）であつて、暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第四号に該当する者でないものとする。</p>
<p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供者との連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供者との連携に努めなければならない。</p>	
<p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	
<p>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	
<p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。</p>	<p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 指定訪問介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。</p>	<p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 指定訪問介護</p> <p>(訪問介護員等)</p> <p>第二条 条例第六条第二項の規則で定める員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p>	<p>従う</p> <p>第六条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。）第三条第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。）を有しなければならない。</p>	<p>2 条例第六条第二項の規則で定める員数は、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定めるものに限る。）に係る法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者の事業と当該第一号訪問事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている指定</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつて</p>	<p>従う</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める員数の者をサービス提供者としなければならない。</p>	<p>2 条例第六条第二項の規則で定める員数は、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者の事業と当該第一号訪問事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている指定</p>

<p>は、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p>	<p>3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>		<p>訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p>
<p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。</p>	<p>従う</p>		<p>4 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、介護福祉士その他知事が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所と同一の敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。</p>
<p>5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。</p>	<p>従う</p>		<p>5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。</p>
<p>6 指定訪問介護事業者が第二項に規定する第一号訪問介護事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>従う</p>		<p>6 条例第六条第三項に規定する場合にはあつては、同項に規定する市町村の定める第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもつて前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>（管理者） 第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第三節 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第七条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>（管理者） 第三条 指定訪問介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	
<p>2 指定訪問介護事業者が第五条第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定訪問介護事業者が第六条第三項に規定する第一号訪問介護事業に係る指定事業者の</p>	

<p>を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>従う</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>参酌</p>
<p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとする</p>	<p>参酌</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十二条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>〔二項〕</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとする</p>	<p>参酌</p>

<p>するときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>	<p>参酌</p>	<p>うとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>
<p>6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。</p>	<p>従う</p> <p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。</p>	<p>従う</p>
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第五条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。</p>
<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p>第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」と</p>	<p>参酌</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービ</p>

<p>いう。第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(居宅介護支援事業者等との連携) 第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。</p>	<p>(居宅サービス計画等の変更の援助) 第十七条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(身分を証する書類の携行) 第十八条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>(サービスの提供の記録) 第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記</p>
<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p>
<p>ス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(居宅介護支援事業者等との連携) 第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に係る指定居宅サービス費用をいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第十一条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。</p>	<p>(居宅サービス計画等の変更の援助) 第十二条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(身分を証する書類の携行) 第十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>(サービスの提供の記録) 第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに</p>

<p>載しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第二十条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者が支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>参酌</p>		<p>(利用料等の受領)</p> <p>第十五条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護事業者が支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
<p>3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p>
<p>4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第十六条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>
<p>(指定訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定訪問介護の基本取扱方針)</p> <p>第十条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	
<p>2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十三条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。</p> <p>二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p>	<p>参酌</p>		<p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第十七条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。</p> <p>二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p>

<p>四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。</p>			<p>四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。</p>
<p>(訪問介護計画の作成) 第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第二十八条において同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。</p>	参酌		<p>(訪問介護計画の作成) 第十八条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「訪問介護計画」という。)を作成しなければならない。</p>
<p>2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	参酌		<p>2 サービス提供責任者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しなければならない。</p>
<p>3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	参酌		<p>3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	参酌		<p>4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。</p>	参酌		<p>5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。</p>
<p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。</p>	参酌		<p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。</p>
<p>(同居家族に対するサービス提供の禁止) 第二十五条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。</p>	従う	<p>(同居家族に対するサービス提供の禁止) 第十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。</p>	
<p>(利用者に関する市町村への通知) 第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	参酌		<p>(利用者に関する市町村への通知) 第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>
<p>(緊急時等の対応) 第二十七条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌		<p>(緊急時等の対応) 第二十条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務) 第二十八条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p>	参酌		<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務) 第二十一条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p>
<p>2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪</p>	参酌		<p>3 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、第十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 二の二 居宅介護支援事業者等の関係者に対</p>

<p>問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p>		<p>し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第二十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他運営に関する重要事項</p>	<p>参酌</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第二十二條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>八 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(介護等の総合的な提供)</p> <p>第二十九条の二 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(介護等の総合的な提供)</p> <p>第二十三條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十四條 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第三十条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要</p>	<p>従う （準用される場合に 限る）</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第二十四條の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続</p>

<p>な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>			<p>計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第三十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(衛生管理等)</p> <p>第二十五条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>
<p>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>従う (準用される場合に限り)</p>		<p>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>
<p>(揭示)</p> <p>第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p>参酌</p>		<p>(揭示)</p> <p>第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第十二条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>従う</p>		<p>(利用者等の個人情報の取扱い)</p> <p>第二十七条 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>
<p>(広告)</p> <p>第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(不当な働きかけの禁止)</p>	<p>(広告)</p> <p>第二十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>
<p>(不当な働きかけの禁止)</p>		<p>(不当な働きかけの禁止)</p>	

<p>第三十七條 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生</p>	<p>(事故発生時の対応)</p>	<p>第三十六條の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第三十三條 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>第三十六條 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第三十五條 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>第三十四條の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第三十八條第二項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</p>
<p>第三十七條 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生し</p>	<p>(事故発生時の対応)</p>	<p>第三十條 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第二十九條 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六條第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>第十四條 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(利益供与の禁止)</p> <p>第十三條 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>第十二條の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。</p>

<p>した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従う	<p>た場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	
<p>(虐待の防止)</p> <p>第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	従う	<p>(虐待の防止)</p> <p>第十五条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p>第三十条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
<p>(会計の区分)</p> <p>第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	参酌		<p>(会計の区分)</p> <p>第三十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第三十九条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 訪問介護計画</p> <p>二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌		<p>(記録の整備)</p> <p>第三十二条 指定訪問介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 訪問介護計画</p> <p>四 第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関(市町村(法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体に委託している場合)にあっては、国民健康保険団体連合会)をいう。以下同じ。)に提出した記録</p>
		<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第十六条 指定訪問介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)</p> <p>第三十三条 条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定訪問介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>
		<p>2 指定訪問介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。</p>	

<p>第五節 共生型居宅サービスに関する基準</p> <p>(共生型訪問介護の基準)</p> <p>第三十九条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。))第五条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下この条及び第四百四十条の十四において「障害者総合支援法」という。))第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第五条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。))又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第四条第一項に規定する指定居宅介護をいう。))又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>参酌</p>	<p>(委任)</p> <p>第十七条 この節に定めるもののほか、指定訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p> <p>第二節 共生型訪問介護に関する基準</p> <p>(共生型訪問介護の基準)</p> <p>第十七条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス(法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。)(以下「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。))又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。</p> <p>二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>第二節 共生型訪問介護に関する基準</p> <p>(共生型訪問介護の基準)</p> <p>第三十三条の二 条例第十七条の二第一項第一号の規則で定める数は、当該指定居宅介護事業者等(指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。))又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。))の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。))又は重度訪問介護(以下「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第三十九条の三 第四条、第五条(第一項を除く。))及び第六条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第二項中「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。</p>	<p>従う</p>	<p>(準用)</p> <p>第十七条の三 第五条、第六条(第一項を除く。))、第七条及び第九条から第十六条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第三十三条の三 第二条(第一項を除く。))から第三十三条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二条第二項中「条例」とあるのは「条例第十七条の三において準用する条例」と、<u>「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と、第三十条の二及び第三十三条中「条例」とあるのは「条例第十七条の三において準用する条例」と読み替えるものとする。</u></p>
		<p>(委任)</p> <p>第十七条の四 この節に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	

<p>宅サービス計画に基づいて提供される場合 三 当該訪問介護が、第四十条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合</p>	<p>従う</p>	<p>2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る第四十三条において準用する第二十四条第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>において準用する条例第六条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合</p>
<p>(準用) 第四十三条 第一節及び第四節(第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条第二項及び第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第二十条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十八条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。</p>	<p>従う</p>	<p>2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る訪問介護計画(サービス提供責任者が利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成した基準該当訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。)の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 第一節(第二条第三項から第五項まで、第十条、第十五条第一項、第二十三条及び第二十九条第二項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条中「常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延べ時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、二・五」とあるのは「三人」と、同条第二項中「利用者(当該指定訪問介護事業者が介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村(特別区を含む。以下同じ。))が定めるものに限る。))に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。))の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる」とあるのは「二人以上とする」と、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第三十条の二並びに第三十二条第一号及び第二号中「条例」とあるのは「条例第十八条第三項において準用する条例」と、同条第四号中「第十四条第二項」とあ</p>

		<p>(委任) 第十九条 この節に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>るのは「第三十四条第二項において準用する第十四条第二項」と、同条第五号中「第十九条」とあるのは「第三十四条第二項において準用する第十九条」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第十八条第三項において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>
<p>第三章 訪問入浴介護 第一節 基本方針 (基本方針) 第四十四条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居室における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものではない。</p>	<p>参酌</p>	<p>第二十条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居室における入浴の援助を行うことによつて、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものではない。</p>	<p>第三章 訪問入浴介護 第一節 指定訪問入浴介護 (基本方針) 第三十五条 条例第二十一条の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 一以上 二 介護職員 二以上</p>
<p>第二節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第四十五条 指定訪問入浴介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第四節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 一 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 一以上 二 介護職員 二以上</p>	<p>従う</p>	<p>第二十一条 指定訪問入浴介護の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の指定訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員を有しなければならない。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者(以下「訪問入浴介護従業者」という。)のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第四十七条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準第四十六条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>従う</p>	<p>2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第二十一条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第二十条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>3 条例第二十一条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県条例施行規則第三十六号。以下「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。)第三十五条第二項に規定する基準を満たすことをもつて前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(管理者) 第四十六条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所その他の職務に従事し、又は同一敷地内にあり他の事業所、施設等の職務に従事すること</p>	<p>従う</p>	<p>(七条準用)</p>	<p>(三条準用)</p>

<p>ができるものとする。</p>		
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第四十七条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第二十二条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	
<p>2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二十二条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>第四節 運営に関する基準</p>		
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第四十八条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者が支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第三十六条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者が支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
<p>3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を支払う利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費</p> <p>二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を支払う利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費</p> <p>二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p>
<p>4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)</p> <p>第四十九条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)</p> <p>第二十三条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。</p>
<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれてある環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。</p> <p>二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第三十七条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれてある環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。</p> <p>二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は</p>

<p>その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。</p> <p>五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。</p>	<p>参酌</p> <p>従う</p>		<p>はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。</p> <p>四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等の理由により、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。</p> <p>五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。</p>
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第五十一条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第三十八条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(管理者の責務)</p> <p>第五十二条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の管理者及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者はこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>参酌</p>		<p>(管理者の責務)</p> <p>第三十九条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の管理者及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者が、当該指定訪問入浴介護の提供に当たって、この節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第五十三条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たつての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項 	<p>参酌</p>		<p>(運営規程)</p> <p>第四十条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たつての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴</p>			<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴</p>

<p>介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>			<p>浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第五十三条の三 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>参酌 参酌</p>		<p>(記録の整備)</p> <p>第四十一条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第二十四条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第二十四条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>六 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>
<p>(準用)</p> <p>第五十四条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二から第三十条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第三十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>	<p>従う</p>	<p>(準用)</p> <p>第二十四条 第七条、第九条、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第四十二条 第三条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条の二から第三十一条まで及び第三十三条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第四十条」と、第二十五条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十条の二及び第三十三条中「条例」とあるのは「条例第二十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>
<p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五十五条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに</p>	<p>従う</p>	<p>第二節 基準該当訪問入浴介護</p> <p>(委任)</p> <p>第二十五条 この節に定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>第二節 基準該当訪問入浴介護</p>

<p>置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 看護職員 一以上</p> <p>二 介護職員 二以上</p>	<p>2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第五十八条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>従う</p>	<p>2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第二十六条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第二十一条第一項に規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例第二十六条第一項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準条例第二十二条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第二十二条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第五十六條 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第五十七條 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第六十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第五十八條 第八條から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一條、第二十六條、第三十條の二から第三十四條まで、第三十五條から第三十八條まで、第三十六條第五項及び第六項を除く。）及び第四十四條並びに第四節（第四十八條第一項及び第五十四條を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八條第一項中「第二十九條」とあるのは「第五十三條」と、第十九條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(基準該当訪問入浴介護に関する基準)</p> <p>第二十六條 第七條、第九條、第十二條、第十三條から第十六條まで、第二十條、第二十一條第一項、第二十二條第一項及び第二十三條の規定は、基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。</p>	<p>(基準該当訪問入浴介護に関する基準)</p> <p>第四十三條 第三條から第九條まで、第十一條から第十四條まで、第十六條、第十九條、第二十四條の二から第二十八條まで、第二十九條第一項、第三十條から第三十一條まで、第三十三條及び前節（第三十五條第二項及び第三項、第三十六條第一項並びに第四十二條を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第三條中「常勤の者」とあるのは「者」と、第四條第一項中「第二十二條」とあるのは「第四十三條において準用する第四十條」と、第十四條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十五條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十條の二、第三十三條及び第三十五條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条第一項において準</p>
---	--	-----------	---	---	-----------	--	---

<p>つ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イに規定する基準を満たすとき（次項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、同項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第十四項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	従う	<p>4 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第十四項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する基準を満たすとき（前項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、同項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>（管理者） 第四十五条 指定訪問看護ステーションの管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>（管理者） 第六十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>	従う	<p>〔七条準用〕</p>	<p>（管理者） 第四十五条 指定訪問看護ステーションの管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>
<p>第三節 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第六十二条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることにより足りるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十五条第一項又は第二項に規定</p>	従う	<p>第三十条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護を担当する医療機関には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十条第一項及び第二項に規</p>	
<p>3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十五条第一項又は第二項に規定</p>	参酌		

<p>する設備に関する基準を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p>	<p>定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第四十六条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適切な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>第六十三条 (サービス提供困難時の対応)</p> <p>指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適切な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第四十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第六十四条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第四十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第六十五条 削除</p>			<p>(利用料等の受領)</p> <p>第六十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第四十八条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する療養の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する療養の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p>第六十七条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p>第三十一条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>
<p>2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する</p>																											

<p>指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針) 第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針) 第四十九条 条例第二十九条第一項の看護師等(以下この章において「看護師等」という。)の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第五十一条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</p>
<p>(主治の医師との関係) 第六十九条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p>	<p>従う訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く 参酌</p>	<p>(主治の医師との関係) 第五十条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p>
<p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p>	<p>従う (〃) 参酌</p>	<p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p>
<p>(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成) 第七十条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成) 第五十一条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画書(以下「訪問看護計画書」という。)を作成しなければならない。</p>
<p>2 看護師等は、既に居室サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 看護師等は、既に居室サービス計画等が作成されている場合は、当該居室サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p>

<p>5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p>
<p>7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。</p> <p>(同居家族に対する訪問看護の禁止) 第七十一条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(同居家族に対する訪問看護の禁止) 第三十二条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。</p>	<p>7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。</p>
<p>(緊急時等の対応) 第七十二条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(緊急時等の対応) 第五十二条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第七十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項 	<p>参酌</p>		<p>(運営規程) 第五十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項
<p>(記録の整備) 第七十三条の二 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 第六十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 二 訪問看護計画書 三 訪問看護報告書 四 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>参酌</p>		<p>(記録の整備) 第五十四条 指定訪問看護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 条例第三十三条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第三十三条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 三 第五十条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 四 訪問看護計画書 五 訪問看護報告書 六 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 八 従業者の勤務の体制の記録 九 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
<p>(準用) 第七十四条 第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで及び第五十二条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条第一項中「第二十九条」</p>	<p>従う</p>	<p>(準用) 第三十三条 第七条、第九条、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。</p>	<p>(準用) 第五十五条 第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十九条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「第二十一条」とあるのは「第五十三条」</p>

<p>とあるのは「第七十三条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p>		<p>(委任) 第三十四条 この章に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十条の二及び第三十三条中「条例」とあるのは「条例第三十三条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>
<p>第五章 訪問リハビリテーション 第一節 基本方針 (基本方針) 第七十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p>	<p>参酌</p>	<p>第三十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>	<p>第五章 訪問リハビリテーション 第一節 基本方針 (基本方針) 第七十五条の二 条例第三十六条第一項の規定で定める員数は、次のとおりとする。 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上</p>
<p>(従業者の員数) 第七十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上</p>	<p>従う</p>	<p>(従業者) 第三十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を有しなければならない。</p>	<p>(従業者) 第五十五条の二 条例第三十六条第一項の規定で定める員数は、次のとおりとする。 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上</p>
<p>2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。 3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準第七十八条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>従う</p>	<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。</p>
<p>第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等) 第七十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(設備及び備品等) 第三十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>	<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテ</p>

<p>ーシヨンの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第四節 運営に関する基準</p>	<p>ーシヨンの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(利用料等の受領) 第五十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>
<p>第七十八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>参酌</p>		<p>(利用料等の受領) 第五十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
<p>3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p>
<p>4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針) 第三十八条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	<p>4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針) 第三十八条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p>	
<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針) 第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項</p>	<p>参酌</p>		<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針) 第五十七条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とさ</p>

<p>三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>四 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。</p> <p>五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p>		<p>三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>四 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。</p> <p>五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p>
<p>（訪問リハビリテーション計画の作成） 第八十一条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>（訪問リハビリテーション計画の作成） 第五十八条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。</p>
<p>3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を受けて、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を受けて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第百条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

<p>(運営規程)</p> <p>第八十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項 	<p>参酌</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第五十九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項 	<p>(記録の整備)</p> <p>第八十二条の二 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 訪問リハビリテーション計画 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>参酌</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第六十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 条例第三十九条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第三十九条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 三 訪問リハビリテーション計画 四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 六 従業者の勤務の体制についての記録 七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録 	<p>(準用)</p> <p>第八十三条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条から第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第八十二条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p> <p>第三十九条 第九条、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下こ</p>	<p>参酌</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第四十一条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看</p>
<p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p>	<p>第六章 居宅療養管理指導</p>	<p>(委任)</p> <p>第四十条 この章に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>第六章 居宅療養管理指導</p>								

<p>の章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居室を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p>	<p>護師を含む。以下同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居室を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p>	<p>(従業者) 第六十二条 条例第四十二條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 イ 医師又は歯科医師 ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数) 第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。)の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 イ 医師又は歯科医師 ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p>	<p>(従業者) 第四十二条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者を有しなければならない。 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p>	<p>(従業者) 第六十二条 条例第四十二條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 イ 医師又は歯科医師 ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p>
<p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等) 第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>	<p>従う 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準第四十二条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準第四十一条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十二条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等) 第四十三条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>	<p>(設備及び備品等) 第四十三条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>
<p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領) 第八十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額か</p>	<p>参酌 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(利用料等の受領) 第六十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業</p>

<p>ら当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針) 第八十八条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすくように指導又は助言を行う。</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。</p> <p>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>参酌</p> <p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針) 第四十四条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第六十四条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすくように指導又は助言を行う。</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。</p> <p>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p>
--	-----------	---	---

<p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>（運営規程）</p>	<p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>（運営規程）</p>	<p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>（運営規程）</p>	<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。</p> <p>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</p> <p>四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>（運営規程）</p>	<p>参考</p>
<p>（運営規程）</p>	<p>（運営規程）</p>	<p>（運営規程）</p>	<p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</p> <p>四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p> <p>（運営規程）</p>	<p>参考</p>

<p>第九十条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項 	<p>参酌</p>	<p>第六十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項 	<p>第六十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項
<p>（記録の整備）</p> <p>第九十条の二 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録 三 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 四 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>参酌 参酌</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第六十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 条例第四十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第四十五条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 三 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 五 従業者の勤務の体制についての記録 六 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録 	<p>（記録の整備）</p> <p>第六十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 条例第四十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第四十五条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 三 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 五 従業者の勤務の体制についての記録 六 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録
<p>（準用）</p> <p>第九十一条 第八条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条及び第六十四条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第九十条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十八条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>（準用）</p> <p>第四十五条 第九条、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。</p>	<p>（準用）</p> <p>第六十七条 第四条から第八条まで、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条、第三十九条及び第四十七条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第六十二条各号に掲げる従業者」と、第四条第一項中「第二十九条」とあるのは「第六十五条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十三条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十条の二及び第三十三条中「条例」とあるのは「条例第四十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>
<p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>（基本方針）</p> <p>第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を旨とし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>（委任）</p> <p>第四十六条 この章に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 指定通所介護</p> <p>（基本方針）</p> <p>第四十七条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を旨とし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>

第二節 人員に関する基準	
<p>(従業者の員数)</p> <p>第九十三条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）（ここに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一年以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一年以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとする。</p> <p>4 前三項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 指定通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(従業者)</p> <p>第四十八条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）（ここに、指定通所介護の提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員及び機能訓練指導員を有しなければならない。</p>
<p>(従業者)</p> <p>第六十八条 条例第四十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一年以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護職員 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一年以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合）にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この章において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>4 前三項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。</p> <p>5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 条例第四十八条第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 指定通所介護事業者が第一号通所介護事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>従う</p>	<p>従う</p>
<p>従う</p>	<p>従う</p>
<p>従う</p>	<p>従う</p>
<p>従う</p>	<p>従う</p>
<p>従う</p>	<p>従う</p>

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一厚生省令第四十六号）	できる。	
<p>（職員の配置の基準） 第五十六条 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居室サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（管理者） 第九十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所その他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第三節 設備に関する基準 （設備及び備品等） 第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）第二十一条第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定通所介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>〔七条準用〕</p> <p>〔三条準用〕</p>
<p>（設備及び備品等） 第九十五条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p>	<p>（設備及び備品等） 第四十九条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>（設備） 第六十九条 条例第四十九条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p>
<p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定通所</p>	<p>参酌</p>	<p>2 条例第四十九条第一項に規定する設備は、</p>

<p>介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者が第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定通所介護事業者が前条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が条例第四十九条第一項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービス内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。</p> <p>4 条例第四十九条第二項に規定する場合にあっては、同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>（利用料等の受領）</p> <p>第九十六条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>三 食事の提供に要する費用</p> <p>四 おむつ代</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>三 食事の提供に要する費用</p> <p>四 おむつ代</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>	<p>（利用料等の受領）</p> <p>第七十条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>三 食事の提供に要する費用</p> <p>四 おむつ代</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p>
<p>4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 前項第三号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>（指定通所介護の基本取扱方針）</p> <p>第九十七条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改</p>	<p>参酌</p>	<p>（指定通所介護の基本取扱方針）</p> <p>第五十条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改</p>	<p>5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>

<p>善を図らなければならない。</p>	<p>善を図らなければならない。</p>	<p>善を図らなければならない。</p>
<p>(指定通所介護の具体的取扱方針) 第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定通所介護の具体的取扱方針) 第七十一条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 二 第六十八条第一項各号に掲げる従業者（以下「通所介護従業者」という。）は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p>
<p>(通所介護計画の作成) 第九十九条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(通所介護計画の作成) 第七十二条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</p>
<p>2 通所介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 通所介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
<p>3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第一百条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第五節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定通所介護の利用定員 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たつての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項</p>	<p>参酌</p>	<p>(運営規程) 第七十三条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定通所介護の利用定員 五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たつての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等) 第一百一条 指定通所介護事業者は、利用者に対</p>	<p>参酌</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第七十四条 指定通所介護事業者は、利用者</p>

<p>し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>参酌</p>		<p>に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百二条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第七十五条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>
<p>(非常災害対策)</p> <p>第百三条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第五十一条 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立て、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第七十六条 指定通所介護事業者は、条例第五十一条の計画について、当該指定通所介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第五十一条に定めるもののほか、指定通所介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第百四条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>従う (準用 される 場合に 限る)</p> <p>参酌</p>		<p>(衛生管理等)</p> <p>第七十七条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>

<p>(地域との連携等)</p> <p>第百四条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第百四条の三 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百四条の四 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等記録</p> <p>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百五条 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条及び第五十二条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p> <p>参酌</p> <p>参酌</p> <p>従う</p> <p>従う</p> <p>従う</p> <p>従う</p> <p>従う</p> <p>参酌</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第五十一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、規則で定めるところにより第四十九条第一項に規定する設備を利用して指定通所介護以外のサービスを提供する場合において、当該サービスの提供により事故が発生したときは、前二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第七十七条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第五十二条 第七条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条の二及び第十六条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。</p>	<p>参酌</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第五十一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、規則で定めるところにより第四十九条第一項に規定する設備を利用して指定通所介護以外のサービスを提供する場合において、当該サービスの提供により事故が発生したときは、前二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第七十七条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第七十九条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条及び第三十九条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四條第一項中「第二十二條」とあるのは「第七十三條」と、第三十条の二及び第三十三條中「条例」とあるのは「条例第五十二條において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第七十八条 指定通所介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第五十一条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 通所介護計画</p> <p>四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第七十八条 指定通所介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第五十一条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 通所介護計画</p> <p>四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第七十八条 指定通所介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第五十一条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 通所介護計画</p> <p>四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>

<p>等として必要とされる数以上であること。</p> <p>二 共生型通所介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>		<p>(準用)</p> <p>第八十一条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第六十九条第三項及び第七十条から第七十八条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第四十一条中「第二十九条」は「第二十条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第八十一条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第六十九条第三項及び第七十条から第七十八条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第四十一条中「第二十九条」は「第二十条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第八十一条 第八十一条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条、第九十四条及び第九十五条第四項並びに前節(第九十五条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八十一条第一項中「第二十九条に規定する運営規定」とあるのは「運営規定(第一百条に規定する運営規定をいう。第三十二条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十五条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十八条第二号、第九十九条第五項及び第一百一条第三項及び第四項並びに第一百四十二条第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百四十二条第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。</p>		<p>(委任)</p> <p>第五十六条 この節に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>(準用)</p> <p>第八十一条 第三号から第九十五条まで、第九十七条及び第九十八条の二、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条の二、第一百零六条、第一百零七条及び第一百零八条から第一百零九条の二までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。</p>
<p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)(ことに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該</p>	<p>従う</p>	<p>第三節 基準該当通所介護</p> <p>第五十七条及び第五十八条 削除</p>	<p>第三節 基準該当通所介護</p> <p>第八十二条から第九十五条まで 削除</p> <p>(六十八条一項準用)</p>

<p>当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五條の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業(旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合)にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条及び第八條において同じ。)の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上</p> <p>2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>4 前三項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。</p> <p>5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができないものとする。</p> <p>6 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>従う</p>	<p>2 基準該当通所介護の事業と第一号通所事業(旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもつて前項において準用する第四十八條第一項に規定する基準を、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第四十九條第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>〔七条準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔六十八條二項準用〕</p>	<p>〔六十八條三項準用〕</p>	<p>〔六十八條四項準用〕</p>	<p>〔六十八條五項準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>
<p>第百七條 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>従う</p>	<p>〔七条準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>	<p>〔三條準用〕</p>
<p>第百八條 基準該当通所介護事業所には、食事</p>	<p>参酌</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>	<p>〔四十九條一項準用〕</p>

<p>を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所に於いて同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とする。</p> <p>ロ イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p>	<p>参酌</p>		<p>〔六十九条一項準用〕</p>
<p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 基準該当通所介護の事業と第六十六条第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>参酌</p>		<p>〔六十九条二項準用〕</p>
<p>（準用） 第九十九条 第八十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条の二、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第九十五条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八十条第一項中「第二十九条」とあるのは「第八十条」と、同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>（二項） （基準該当通所介護に関する基準） 第五十九条 第七條、第九條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條の二、第十六條、第四十七條、第四十八條第一項、第四十九條第一項及び第五十條から第五十一條の二までの規定は、基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室」とあるのは、「食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所」と読み替えるものとする。</p> <p>2 基準該当通所介護の事業と第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって前項において準用する第四十八条第一項に規定する基準を、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第四十九条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>（二項） （基準該当通所介護に関する基準） 第九十六条 第三條から第九條まで、第十條、第十二條、第十四條、第十六條、第十九條、第二十條、第二十四條の二、第二十六條から第二十八條まで、第二十九條第一項、第三十條の二、第三十一條、第三十三條、第三十九條及び第一節（第六十八條第六項及び第七項、第六十九條第三項、第七十條第一項並びに第七十九條を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第三條中「常勤の者」とあるのは「者」と、第四條第一項中「第二十二條」とあるのは「第七十三條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十四條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十条及び第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第五十九條第一項において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三條、第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「条例」とあるのは「条例第五十九條第一項において準用する条例」と、同項第一号及び機能訓練室」とあるのは「食事を行う場所及び機能訓練を行う場所」と、同項第二号中「相談室」とあるのは「生活相談を行う場所」と、第七十條第二項中「法定</p>

<p>第八節 基本方針</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一百十條 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第一百十一條 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数</p> <p>二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護士若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たたる理学療法士、作業療法士若しく</p>	<p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一百十條 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>	<p>第六十條 この節に定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第七十一条第二号中「第六十八條」とあるのは「第九十六條第一項において準用する第六十八條」と、第七十六條中「条例」とあるのは「条例第五十九條第一項において準用する条例」と、第七十八條第一号及び第二号中「第五十二條」とあるのは「第五十九條」と、同条第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十六條第一項」と読み替へるものとする。</p>
<p>（従業者）</p> <p>第六十二條 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定通所リハビリテーションの提供に当たる規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を有しなければならない。</p>	<p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>（基本方針）</p> <p>第六十一條 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>	<p>（委任）</p> <p>第六十條 この節に定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第七十一条第二号中「第六十八條」とあるのは「第九十六條第一項において準用する第六十八條」と、第七十六條中「条例」とあるのは「条例第五十九條第一項において準用する条例」と、第七十八條第一号及び第二号中「第五十二條」とあるのは「第五十九條」と、同条第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十六條第一項」と読み替へるものとする。</p>
<p>（従業者）</p> <p>第九十七條 条例第六十二條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数</p> <p>二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この章において同じ。）の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たたる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たたる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。</p>	<p>第八章 通所リハビリテーション</p>	<p>（委任）</p> <p>第六十條 この節に定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第七十一条第二号中「第六十八條」とあるのは「第九十六條第一項において準用する第六十八條」と、第七十六條中「条例」とあるのは「条例第五十九條第一項において準用する条例」と、第七十八條第一号及び第二号中「第五十二條」とあるのは「第五十九條」と、同条第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十六條第一項」と読み替へるものとする。</p>

<p>2 通所リハビリテーション計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	参酌	<p>2 通所リハビリテーション計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
<p>3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	参酌	<p>3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>	参酌	<p>4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。</p>	参酌	<p>5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。</p>
<p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第五十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(管理者等の責務) 第一百六条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。</p>	参酌	<p>(管理者等の責務) 第一百一条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。</p>
<p>2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。</p>	参酌	<p>2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>(運営規程) 第一百七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p>	参酌	<p>(運営規程) 第一百二条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p>

<p>七 サービス利用に当たつての留意事項</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第一百八条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>参酌</p>		<p>七 サービス利用に当たつての留意事項</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第一百八条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 通所リハビリテーション計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>参酌</p>		<p>(記録の整備)</p> <p>第一百四条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第六十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第六十五条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 通所リハビリテーション計画</p> <p>四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業員の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	
<p>(準用)</p> <p>第一百九条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第六十四条、第九十六条及び第一百一条から第三十三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第一百七十七条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第一百一条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(準用)</p> <p>第六十五条 第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第一百五条 第四条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十四条の二、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第四十七条、第七十条及び第七十四条から第七十六条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第一百二条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十三条中「条例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と、第七十四条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは</p>	

<p>第九節 短期入所生活介護</p> <p>第九節 基本方針</p> <p>第二百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>		<p>第六十六条 この章に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p> <p>第九節 指定短期入所生活介護</p> <p>第六十七条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（次節に規定するユニット型指定短期入所生活介護を除く。以下この節において「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>「条例第六十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第二百二十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第三百三十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 医師 一以上</p> <p>二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 介護職員又は看護職員若しくは准看護職員（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>四 栄養士 一以上</p> <p>五 機能訓練指導員 一以上</p> <p>六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p>	<p>従う</p>	<p>（従業者）</p> <p>第六十八条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、指定短期入所生活介護の提供に当たる規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準例第六十三条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第六十二条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数の上限をいう。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。</p>	<p>（従業者）</p> <p>第六十六条 条例第六十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 一以上</p> <p>二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>四 栄養士 一以上</p> <p>五 機能訓練指導員 一以上</p> <p>六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p>
<p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十条の五に規</p>	<p>従う</p>	<p>第九節 短期入所生活介護</p> <p>第九節 基本方針</p> <p>第二百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十条の五</p>

<p>定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>		<p>に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者（前項各号に掲げる従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>
<p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>	従う	<p>3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>
<p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>	従う	<p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p>
<p>5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</p>	従う	<p>5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</p>
<p>6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p>	従う	<p>6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p>
<p>7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	従う	<p>7 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号） 第五十六条 11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居室サービス等基準」という。）第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人</p>	<p>8 条例第六十八条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十条第二項から第七項までに規定する基準を満たすことをもって、第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

<p>13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一厚生省令第四十六号） 第五十六条</p>	<p>2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第四百十条の四に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。</p>	<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>（利用定員等） 第二百二十三条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>（管理者） 第二百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所その他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居室サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
	<p>標準</p>	<p>標準</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>	<p>4 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>3 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。</p>	<p>2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。</p>	<p>（利用定員等） 第二百七条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、前条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>〔三条準用〕</p>		

<p>3 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百三十一条第一項及び第二項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第四十条において準用する第百三条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>ロ 第百四十条において準用する第百三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>
<p>3 指定短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>4 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十一条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第六十九条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p>
<p>3 指定短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>4 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十一条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第八十条 条例第六十九条ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。</p> <p>一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第七十二条において準用する条例第五十一条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 条例第七十二条において準用する条例第五十一条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p>

<p>入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面設備 七 医務室 八 静養室 九 面談室 十 介護職員室 十一 看護職員室 十二 調理室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室</p>	<p>従う 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>	<p>4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p>	<p>参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>	<p>5 第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。</p> <p>6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを</p>	<p>参酌 従う 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>
<p>医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能なる場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>	<p>5 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、養護老人ホーム（同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設その他規則で定める施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあっては、第三項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能なる場合であつて、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設と同項本文に規定する設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。</p>	<p>参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>	<p>6 特別養護老人ホームであつて、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもつて足りるものとする。</p>	<p>参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>
<p>5 条例第六十九条第五項の規則で定める施設は、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている施設とする。</p>	<p>参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>	<p>5 条例第六十九条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 ニ 指定短期入所生活介護の事業の専用のものであること。ただし、前条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機</p>	<p>参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌</p>		

<p>を確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>参酌</p>	<p>〔二項〕</p>	<p>能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>
<p>7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p>	<p>参酌</p>	<p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十四条第一項から第六項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>4 前三項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p>
<p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第三十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第二百二十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>6 条例第六十九条第七項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十二条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもって、第三項及び第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 第四項第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(指定短期入所生活介護の開始及び終了)</p> <p>第一百九条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p>
<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。</p>
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第二百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者か</p>	<p>参酌</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第一百十一条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第一百十一条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用</p>

<p>ら利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>
<p>（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第二百二十八条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>（指定短期入所生活介護の取扱方針） 第七十条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>	

<p>3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針) 第一百十二条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p>【再掲】 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p>	<p>従う</p>	<p>(身体的拘束等の禁止) 第七十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p>	
<p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	
<p>6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(七十条三項)</p>	
<p>(短期入所生活介護計画の作成) 第二十九条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(短期入所生活介護計画の作成) 第十三条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「短期入所生活介護計画」という。)を作成しなければならない。</p>
<p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
<p>3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>(介護) 第三十条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(介護) 第十四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p>
<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p>
<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p>
<p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、</p>	<p>参酌</p>		<p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替</p>

<p>整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p>	従う		<p>え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p>
<p>7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	従う		<p>7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>
<p>(食事) 第三十一条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	参酌		<p>(食事) 第三十一条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>
<p>(機能訓練) 第三十二条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>	参酌		<p>(機能訓練) 第三十二条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>
<p>(健康管理) 第三十三条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p>	参酌		<p>(健康管理) 第三十三条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p>
<p>(相談及び援助) 第三十四条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	参酌		<p>(相談及び援助) 第三十四条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
<p>(その他のサービスの提供) 第三十五条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	参酌		<p>(その他のサービスの提供) 第三十五条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>
<p>(緊急時等の対応) 第三十六条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌		<p>(緊急時等の対応) 第三十六条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第三十七条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員(第二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。) 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の送迎の実施地域 六 サービス利用に当たつての留意事項 七 緊急時等における対応方法</p>	参酌		<p>(運営規程) 第二十一条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員(第三十六条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。) 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の送迎の実施地域 六 サービス利用に当たつての留意事項 七 緊急時等における対応方法</p>

<p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第三百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 第二百一十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>	<p>(地域等との連携)</p> <p>第三百三十九条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第三百三十九条の二 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第二百二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>参酌</p> <p>参酌</p> <p>参酌</p>	<p>(準用)</p> <p>第四百十条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条の二第二項を除く)、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条及び第四百四条は、指</p>	<p>(準用)</p> <p>第七十二条 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。</p>
<p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第二百二十二条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 百六十六条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>	<p>(地域等との連携)</p> <p>第二百二十三条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>二 条例第七十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>三 条例第七十二条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>四 短期入所生活介護計画</p> <p>五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>七 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>参酌</p> <p>参酌</p> <p>参酌</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百二十五条 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十六条から第三十一条まで(第三十条第二項を除く)、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条及び第七十七条の規定は、指</p>	<p>(準用)</p> <p>第七十二条 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。</p>

<p>第二款 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期</p>	<p>定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項及び第四項並びに第四十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第四十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十条の三 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>第七十三条 この節に定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p>	<p>指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条の二第二項、第二十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第七十二条において準用する条例」と、第七十四条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(六十九条一項準用)</p>	<p>参酌</p> <p>第七十四条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居室サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第七十四条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居室サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>参酌</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護</p>	<p>参酌</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護</p>
<p>(百八条一項準用)</p>	<p>参酌</p> <p>第七十四条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居室サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>参酌</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護</p>	<p>参酌</p> <p>第二節 ユニット型指定短期入所生活介護</p>

<p>入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四百四十条の十三において準用する第四百四十条において準用する第百三条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 第四百四十条の十三において準用する第四百四十条において準用する第百三条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p>	<p>参考</p>		<p>〔百八条二項準用〕</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>参考</p>	<p>〔六十九条二項準用〕</p>	<p>〔百八条二項準用〕</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>一 ユニット</p> <p>二 浴室</p> <p>三 医務室</p> <p>四 調理室</p> <p>五 洗濯室又は洗濯場</p> <p>六 汚物処理室</p> <p>七 介護材料室</p>	<p>参考</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第七十五条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能なる場合であつて、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。</p>	<p>〔百八条五項準用〕</p>
<p>4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあつては、前項の規定にかかわら</p>	<p>参考</p>	<p>〔六十九条五項準用〕</p>	<p>〔百八条五項準用〕</p>

<p>ず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5 第二百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することと足りるものとする。</p> <p>6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</p>	<p>参考</p> <p>〔六十九条六項準用〕</p>
<p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>参考</p> <p>参考</p> <p>従う</p>	<p>参考</p> <p>参考</p> <p>参考</p> <p>参考</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第二百二十六条 条例第七十五条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防防短期入所生活介護の利用者。第三十四条において同じ。）の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</p> <p>(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p>	<p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>参考</p> <p>参考</p> <p>参考</p> <p>参考</p>

<p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>ハ 洗面設備及び備品を備えること。</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>二 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p>
<p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p>	<p>7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p>	<p>〔六十九条三項準用〕</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p>
<p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第五十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第六十九条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定する基準及び指定介護予防サービス等基準条例第七十二条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六十四条（第三項及び第七項を除く。）に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準及び第七十七条において準用する第六十九条（第三項及び第七項を除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第六十九条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定する基準及び指定介護予防サービス等基準条例第七十二条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六十四条（第三項及び第七項を除く。）に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準及び第七十七条において準用する第六十九条（第三項及び第七項を除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>3 条例七十五条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十九条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(準用)</p> <p>第四百四十条の五 第二百二十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第四百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第四百四十条の五 第二百二十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p>第三款 運営に関する基準</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第四百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>〔百三十四条〕</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第二百二十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>

<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならぬ。</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならぬ。</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならぬ。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>
<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針) 第百四十条の七 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針) 第七十六条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針) 第七十六条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>
<p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p>	<p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p>	<p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p>

<p>4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針) 第二百二十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p>【再掲】 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>従う 〔七十一条一項準用〕</p>	
<p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>従う 〔七十一条二項準用〕</p>	
<p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌 〔五項〕</p>	
<p>(介護) 第四百十条の八 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(介護) 第二百二十九条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p>
<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会提供に代えることができる。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会提供に代えることができる。</p>
<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p>
<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>
<p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p>
<p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p>
<p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	<p>従う</p>	<p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>
<p>(食事) 第四百十条の九 ユニット型指定短期入所生活</p>		<p>(食事) 第三百三十条 ユニット型指定短期入所生活介</p>

<p>介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p>
<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p>
<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>
<p>(その他のサービスの提供) 第百四十条の十 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(その他のサービスの提供) 第百三十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の送迎の実施地域 七 サービス利用に当たつての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項</p>	<p>参酌</p>		<p>(運営規程) 第百三十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員(第百六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第百六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の送迎の実施地域 七 サービス利用に当たつての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等) 第百四十条の十一の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>参酌</p>		<p>(勤務体制の確保等) 第百三十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める人員配置を行わなければならない。 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する人員として配置すること。 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事</p>	<p>従う</p>		<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生</p>

<p>業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>参酌</p>	<p>活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三百三十五条において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三百三十五条において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(定員の遵守) 第四百四十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 第二百一十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>参酌</p>	<p>(定員の遵守) 第三百三十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 第二百一十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>(定員の遵守) 第三百三十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一 第二百一十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>
<p>(準用) 第四百四十条の十三 第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百三十二条から第三百三十四条まで、第三百三十六条及び第三百三十九条から第四百十条（第一条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十五条第一項中「第三百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第三百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第三百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百四十条の十三において準用する第四百十条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第四百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百四十条の十三において準用する第四百十条」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(準用) 第七十七条 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第五十一条、第六十八条、第六十九条（第三項及び第七項を除く。）及び第七十一条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する指定介護予防サービス等基準条第六十三条第一項」と、第六十九条第四項中「前項」とあるのは「第七十五条第一項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第七十五条第一項」と、「居室」とあるのは「ユニット」と、同条第六項中「特別養護老人ホームであつて」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十五条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて」と、「第三項」とあるのは「第七十五条第一項」と、「特別養護老人ホーム」として」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」として」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) 第三百三十五条 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十六条から第三十一条まで（第三十条第二項を除く。）、第三十三条、第三十九条、第七十六条、第七十七条、第八十一条、第二項及び第五項、第九十一条、第一百零二条、第一百三十二条、第二百三十三条並びに第二百二十四条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条の二第二項、第二十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十五条において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十五条において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三条及び第七十六条中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「第三百三十五条において準用する第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第六十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第六十六条</p>

<p>(準用)</p>	<p>第六節 共生型住宅サービスに関する基準</p> <p>(共生型短期入所生活介護の基準)</p> <p>第百四十条の十四 短期入所生活介護に係る共生型住宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第百八条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。</p> <p>二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>第七十八条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第三節 共生型短期入所生活介護</p>	<p>第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七條において準用する条例」と、同条第八項中「第六十八條第二項」とあるのは「第七十七條において準用する条例第六十八條第二項」と、「第九十條第二項から第七項まで」とあるのは「第七十七條において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十條第二項から第七項まで」と、第七十七條第四項中「第九十一條第一項及び第七十七條第二項」とあるのは「第七十七條において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十一條第一項及び第二項」と、第九十八條第一項中「第六十九條第一項」とあるのは「第七十七條において準用する条例第六十九條第一項」と</p> <p>、第七十二條」とあるのは「第七十七條」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「条例第七十七條において準用する条例」と、第九十九條第一項中「第二十一條に規定する運営規程」とあるのは「第三百三十二條に規定する重要事項に関する規程」と、第二百二十四條第二号及び第三号中「第七十二條」とあるのは「第七十七條」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第三百三十五條」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(共生型短期入所生活介護の基準)</p> <p>第七十八条の二 短期入所生活介護に係る共生型住宅サービス(以下「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第三十七條に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。</p> <p>二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。</p> <p>三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>第三節 共生型短期入所生活介護</p>	<p>第二号の規則で定める面積は、九・九平方メートルとする。</p> <p>2 条例第七十八條の二第二号の規則で定める数は、当該指定短期入所事業所(同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)が提供する指定短期入所(指定障害福祉サービス基準条例第三十七條に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であることとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(共生型短期入所生活介護の基準)</p> <p>第百三十五條の二 条例第七十八條の二第一号の規則で定める面積は、九・九平方メートルとする。</p> <p>2 条例第七十八條の二第二号の規則で定める数は、当該指定短期入所事業所(同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)が提供する指定短期入所(指定障害福祉サービス基準条例第三十七條に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であることとする。</p>	<p>第三節 共生型短期入所生活介護</p>	<p>第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七條において準用する条例」と、同条第八項中「第六十八條第二項」とあるのは「第七十七條において準用する条例第六十八條第二項」と、「第九十條第二項から第七項まで」とあるのは「第七十七條において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十條第二項から第七項まで」と、第七十七條第四項中「第九十一條第一項及び第七十七條第二項」とあるのは「第七十七條において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十一條第一項及び第二項」と、第九十八條第一項中「第六十九條第一項」とあるのは「第七十七條において準用する条例第六十九條第一項」と</p> <p>、第七十二條」とあるのは「第七十七條」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「条例第七十七條において準用する条例」と、第九十九條第一項中「第二十一條に規定する運営規程」とあるのは「第三百三十二條に規定する重要事項に関する規程」と、第二百二十四條第二号及び第三号中「第七十二條」とあるのは「第七十七條」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第三百三十五條」と読み替えるものとする。</p>

<p>第七節 基準該当居室サービスに関する基準</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第百四十条の二十六 基準該当居室サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期</p>	<p>第百四十条の十五 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条の二第二項を除く。)、第五十二条、第一百一条、第一百三三三、第一百四、第二百二十条及び第二百二十二条並びに第四節(第四十条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十二条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百三十七条に規定する運営規程をいう。第百二十五条第一項において同じ。)」と、同項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三項及び第四項並びに第百四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百二十五条第一項中「第百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百二十八条第三項、第百二十九条第一項及び第百三十六条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百三十九条の二第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>第百四十条の十六 削除</p> <p>第百四十条の十七 削除</p> <p>第百四十条の十八 削除</p> <p>第百四十条の十九 削除</p> <p>第百四十条の二十 削除</p> <p>第百四十条の二十一 削除</p> <p>第百四十条の二十二 削除</p> <p>第百四十条の二十三 削除</p> <p>第百四十条の二十四 削除</p> <p>第百四十条の二十五 削除</p>	<p>第七十八条の三 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第五十一条、第六十七条、第七十条及び第七十一条の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。</p> <p>第百三十五条の三 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十六条から第三十一条まで(第三十条第二項を除く。)、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第七十七条及び第百九条から第二百二十四条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第二十六条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百二十一条に規定する運営規程をいう。第百九条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「</p> <p>共生型短期入所生活介護従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、第七十四条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、第七十七号中「条例」とあるのは「条例第七十八号の三において準用する条例」と、第七十七号第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百九条第一項中「第百二十一条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百十二条、第百十三条第一項及び第百二十条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、同条第五号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第六号中「次条において準用する第十九条」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとする。</p>
<p>第七節 基準該当居室サービスに関する基準</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第百四十条の二十六 基準該当居室サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期</p>	<p>(委任)</p> <p>第七十八条の四 この節に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p> <p>第四節 基準該当短期入所生活介護</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第七十九条 基準該当居室サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入</p>	<p>第四節 基準該当短期入所生活介護</p>

<p>入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)、若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p>	<p>所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)、若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p>	<p>(従業者) 第三十六条 条例第八十条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。</p>
<p>(従業者の員数) 第四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 生活相談員 一以上</p> <p>二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第七十九条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第四百十条の二十九において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 栄養士 一以上</p> <p>四 機能訓練指導員 一以上</p> <p>五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p>	<p>(従業者) 第八十条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。</p>	<p>一 生活相談員 一以上</p> <p>二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p>
<p>2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第七十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者を確保するものとする。</p> <p>5 条例第八十条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第十八条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第七十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>5 条例第八十条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第十八条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(管理者) 第四十条の二十八 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合</p>	<p>(七条準用)</p>	<p>(三条準用)</p>

<p>は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>		
<p>(利用定員等) 第四百十条の二十九 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十二条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>標準</p>	<p>(利用定員等) 第三百七条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第一百九条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(設備及び備品等) 第四百十条の三十 基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p> <p>一 居室 二 食堂 三 機能訓練室 四 浴室 五 便所 六 洗面所 七 静養室 八 面接室 九 介護職員室</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とする。こと。 ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>(設備及び備品等) 第八十一条 基準該当短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室及び介護職員室を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能なる場合であつて、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。</p>	<p>(設備及び備品等) 第三百八条 一条例第八十一条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とする。こと。 ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p>

<p>3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第七十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p>
<p>4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十三条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所介護事業所等との連携) 第四百四十条の三十一 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(準用) 第八十二条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条、第六十七条、第七十条及び第七十一条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。</p>	<p>3 条例第八十一条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第二百二十条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(指定通所介護事業所等との連携) 第三百二十九条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(準用) 第四百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条第五項及び第六項並びに第三十六条の二第二項を除く)、第五十二条、第一百一条、第一百三十三条、第一百四十四条及び第二百二十条並びに第四節(第二百二十七条第一項及び第二百四十条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項及び第四項並びに第一百四十四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第三百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第三百三十九条の二第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六条第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(準用) 第八十二条 第七条、第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条、第六十七条、第七十条及び第七十一条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用) 第四百四十条 第三条、第五条から第八条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十六条から第二十八条まで、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第七十七条及び第一節(第六十六条から第八十条まで、第一百一十一条第一項及び第二百二十五条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十四条の二第二項、第二十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十條の二中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、同条第二号中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「第三百三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第九十九条第一項中「第百二十一条」とあるのは「第百四十条において準用する第百二十一条」と、第百十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百七十七条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第二百二十四条第一号中「第七十一条第二項」とあるのは「第八十二条において準用する条例第七十一条第二項」と、同条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「第八十二条」と、同条第五号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第十九条」と読み替えるものとする。</p>

<p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>【再掲】</p> <p>(対象者)</p> <p>第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p>	<p>第八十三条 この節に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p>	<p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十四条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（次節に規定するユニット型指定短期入所療養介護を除く。以下この節において「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p>
<p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百四十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介</p>	<p>第八章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十五条 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者を有しなければならない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</p>	<p>第十章 短期入所療養介護</p> <p>第一節 指定短期入所療養介護</p> <p>(従業者)</p> <p>第百四十一条 条例第八十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及</p>

<p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて受ける場合、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第百八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百五十四条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことにより一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。</p> <p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>
<p>従う</p>	
<p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十九条第二項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこ</p>	<p>二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十二号）第六条第三号又は第八条第二号に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士</p> <p>四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所看護職員又は介護職員</p> <p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士</p>
<p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこ</p>	<p>二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、看護補助者（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれにおいて、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことにより一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。</p> <p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p>

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第四百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>とができる。</p>	
<p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。</p> <p>イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ 浴室を有すること。</p> <p>ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。</p> <p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚労省令第五号)第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第一百五十五条の四及び第一百五十五条の十一において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p>	<p>第八十六条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十三号)第十八条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)</p> <p>二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)</p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>四 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所、病室、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の施設に関する基準等を定める条例(平成三十年宮城県条例第三十一号)第四条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)</p>	<p>第四百四十二条 条例第八十六条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とするものとする。</p>
<p>2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。</p> <p>3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第八十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(一)項三号及び四号)</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 条例第八十六条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第二百二十四条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p>		

<p>（対象者） 第四百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p>	<p>参酌 （八十四条二項）</p>
<p>（利用料等の受領） 第四百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>参酌</p>
<p>2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、</p>	<p>参酌</p>
<p>（利用料等の受領） 第四百四十三条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>参酌</p>
<p>2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とな</p>	<p>参酌</p>

<p>日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>	<p>参酌</p>		<p>るものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。</p>
<p>5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) 第八十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p>	<p>5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>
<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) 第四百六条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) 第八十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p>	
<p>3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) 第四百四十四条 第四百四十一条各号に掲げる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行わなければならない。</p>
<p>【再掲】 6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>3 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>従う</p>	<p>(七十一条二項準用)</p>	
<p>5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(三項)</p>	
<p>6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(短期入所療養介護計画の作成) 第四百七条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれていた環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(短期入所療養介護計画の作成) 第四百五十五条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれていた環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した計画（以下「短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。</p>
<p>2 短期入所療養介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 短期入所療養介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
<p>3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>

<p>4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならぬ。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならぬ。</p>
<p>(診療の方針) 第四百四十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができよう適切な指導を行う。 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認められたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>(診療の方針) 第四百四十六条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができよう適切な指導を行う。 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に知事が定めるもののほか行つてはならない。 六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認められたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(機能訓練) 第四百四十九条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(機能訓練) 第四百四十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。</p>
<p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第五百十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第四百四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p>
<p>2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p>
<p>3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p>
<p>5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p>
<p>6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>	<p>従う</p>	<p>6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、その利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>
<p>(食事の提供) 第五十一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(食事の提供) 第四百四十九条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。</p>

<p>2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</p>
<p>(その他のサービスの提供) 第二百五十二条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(その他のサービスの提供) 第五十条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第五十三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たつての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項</p>	<p>参酌</p>		<p>(運営規程) 第五十一条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たつての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(定員の遵守) 第五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>参酌</p>		<p>(定員の遵守) 第五十二条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>
<p>(記録の整備) 第五十四条の二 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 短期入所療養介護計画 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 第四百四十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>参酌</p>		<p>(記録の整備) 第五十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完了の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第八十八条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第八十八条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録 三 条例第八十八条において準用する条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心</p>

<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第二節 ユニット型指定短期入所療養 介護</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>
<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第二節 ユニット型指定短期入所療養 介護</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>
<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第二節 ユニット型指定短期入所療 養介護</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>	<p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の (基本方針)</p>

- 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで(第三十六条の二第二項を除く)、第五十二条、第一百一条、第一百八条、第一百二十五条、第一百二十六条第二項及び第三十九条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百一条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百八条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百二十五条第一項中「第三十七条」とあるのは「第三十三條」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所療養
介護の事業の基本方針並びに設備及
び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第九十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期入所療養介護の事業であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

参照

(準用)

第九十条から第十二条、第十三条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。

(委任)

第九十条 この節に定めるもののほか、指定短期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

(準用)

- 身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 短期入所療養介護計画
- 五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 七 従業者の勤務の体制についての記録
- 八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録

第九十条から第八十条まで、第九十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで(第三十条第二項を除く)、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第一百九条、第一百十条第二項及び第二百二十三条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条の二第二項及び第二十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第七十四条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第三十三条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十一条第一項中「第三十一条」とあるのは「第三十一条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

<p>(基本方針)</p> <p>第二百五十五条の三 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>事業（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	
<p>第二款 設備に関する基準</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第二百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。</p> <p>二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。</p> <p>三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。</p> <p>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。</p> <p>五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</p>	<p>第二 従う（療養室に係る部分に限る。）</p> <p>参酌</p> <p>二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</p> <p>三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）</p>	<p>参酌</p> <p>二 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防サービス等基準第二十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防サービス</p>
<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防サービス等基準第二十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防サービス</p>	<p>参酌</p> <p>二 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防サービス等基準第二十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防サービス</p>	

<p>等基準第二百三条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第三款 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第二百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>サービス等基準条例第八十五条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>	<p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。</p>
<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用</p>

<p>を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>		<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) 第九十二条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	<p>容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>
<p>2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p>	
<p>3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p>	
<p>4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p>	<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針) 第五十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p>【再掲】 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>従う</p>	<p>(七十一条一項準用)</p>	
<p>7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>(七十一条二項準用)</p>	
<p>8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(五項)</p>	
<p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第五十五条の七 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p>			
<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p>	
<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。</p>
<p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、</p>	<p>参酌</p>		<p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、</p>

<p>利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p>
<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p>
<p>6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p>
<p>7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>	<p>従う</p>		<p>7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>
<p>(食事) 第五十五条の八 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(食事) 第五十八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p>
<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p>
<p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p>
<p>(その他のサービスの提供) 第五十五条の九 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(その他のサービスの提供) 第五十九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p>
<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第五十五条の十 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たつての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項</p>	<p>参酌</p>		<p>(運営規程) 第六十条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 通常の送迎の実施地域 五 施設利用に当たつての留意事項 六 非常災害対策 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等) 第五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(勤務体制の確保等) 第六十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一</p>	<p>従う</p>		<p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める人員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一</p>

<p>人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>従う</p>	<p>一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する人員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所に、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所に、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第百六十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者</p>	<p>参酌</p>	<p>一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者</p>

<p>第七十條 削除</p> <p>第六十九條 削除</p> <p>第六十八條 削除</p> <p>第六十七條 削除</p> <p>第六十六條 削除</p> <p>第六十五條 削除</p> <p>第六十四條 削除</p> <p>第六十三條 削除</p> <p>第六十二條 削除</p> <p>第六十一條 削除</p> <p>第六十條 削除</p> <p>第五十九條 削除</p> <p>第五十八條 削除</p> <p>第五十七條 削除</p> <p>第五十六條 削除</p> <p>第五十五章 削除</p>		<p>（準用）</p> <p>第五十五條の十二、第四百四十四條、第四百四十七條から第四百四十九條まで、第五百四十四條の二及び第五百四十五條（第一百條の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五百四十四條の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第五百五十五條の十二において準用する第五百五十五條」と、第五百五十五條中「第三百三十七條」とあるのは「第三百三十七條に規定する運営規程」と、「第五百五十三條」とあるのは「第五百五十五條の十に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>
	<p>（委任）</p> <p>第九十四條 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>（準用）</p> <p>第九十三條 第九條、第十二條、第十三條から第十六條まで、第五十一條、第七十一條、第八十四條第二項及び第八十五條の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第八十五條第二項中「第八十條第一項」とあるのは「第八十八條において準用する指定介護予防サービス等基準条例第八十條第一項」と、「前項」とあるのは「第九十三條において準用する第八十五條第一項」と読み替えるものとする。</p>
		<p>利用者</p> <p>（準用）</p> <p>第六十三條 第五條から第八條まで、第九條、第十一條、第十四條、第十六條、第十九條、第二十四條の二、第二十六條、第二十七條、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十九條、第七十六條、第九十三條、第九十九條、第一百零二條、第一百零三條、第一百零九條、第一百四十一條、第一百四十三條、第一百四十七條及び第一百五十三條の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十四條の二第二項及び第二十六條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「第六十三條において準用する第四百四十一條各号に掲げる従業者」と、第三十條の二中「条例」とあるのは「条例第九十三條において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「第六十三條において準用する第四百四十一條各号に掲げる従業者」と、第三十三條及び第七十六條中「条例」とあるのは「条例第九十三條において準用する条例」と、第九十三條第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「第六十三條において準用する第四百四十一條各号に掲げる従業者」と、第九十九條第一項中「第二十一條に規定する運営規程」とあるのは「第六十條に規定する重要事項に関する規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「第六十三條において準用する第四百四十一條各号に掲げる従業者」と、第一百零二條から第一百零三條までの規定中「第八十八條」とあるのは「第九十三條」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第六十三條」と読み替えるものとする。</p>

<p>第七十一条 削除</p> <p>第七十二条 削除</p> <p>第七十三条 削除</p>		<p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>第十一章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 指定特定施設入居者生活介護</p>
<p>第十二章 特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第七十四条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が当該指定特定施設(特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>第九十五条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(次節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。以下この節において「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この節において「利用者」という。)が当該指定特定施設(特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節において同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>第一節 指定特定施設入居者生活介護</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p>	
<p>(従業者の員数)</p> <p>第七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設に置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>二 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)</p>	<p>従う</p>	<p>(従業者)</p> <p>第九十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者を有しなければならない。</p>	<p>(従業者)</p> <p>第六十四条 条例第九十六条の規則で定める員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>二 看護職員又は介護職員</p> <p>イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上</p> <p>(2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第二百三十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併</p>	<p>従う</p>		<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設</p>

<p>せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>二 看護職員又は介護職員</p> <p>イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上に</p> <p>(2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）</p>	<p>従う</p>		<p>において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>二 看護職員又は介護職員</p> <p>イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上に</p> <p>(2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。</p> <p>三 機能訓練指導員 一以上</p> <p>四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）</p>
<p>3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>	<p>従う</p>		<p>3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p>
<p>4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>従う</p>		<p>4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>従う</p>		<p>5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に</p>	<p>従う</p>		<p>8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に</p>

<p>当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p>	<p>(管理者) 第七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>			<p>供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p>
<p>第三節 設備に関する基準 (設備に関する基準) 第七十七条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>(設備) 第九十七条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p>	<p>(三条準用)</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>参考 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>(設備) 第六十五条 条例第九十七条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	
<p>3 指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。</p>	<p>参考 3 指定特定施設は、介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。)、一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ)、浴室、便所、食堂、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。</p>	<p>3 指定特定施設は、介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。)、一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ)、浴室、便所、食堂、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。</p>	<p>2 条例第九十七条第三項の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。</p>	
<p>4 指定特定施設の介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 介護居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p>	<p>参考</p>	<p>2 条例第九十七条第三項の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。</p>	<p>一 介護居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p>	

<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p>	従う		<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p>
<p>第百八十条 削除</p>			<p>第百六十八条 削除</p>
<p>（サービスの提供の記録）</p> <p>第百八十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならぬ。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>	参酌		<p>（サービスの提供の記録）</p> <p>第百六十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>
<p>（利用料等の受領）</p> <p>第百八十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>二 おむつ代</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	参酌		<p>（利用料等の受領）</p> <p>第百七十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>二 おむつ代</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>二 おむつ代</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	参酌		<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p> <p>第百八十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用</p>	参酌		<p>（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p> <p>第九十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用</p>

<p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について</p>	<p>参酌</p>		<p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について</p>
<p>3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p>
<p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p>
<p>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>（特定施設サービス計画の作成） 第七十二条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（条例第九十六条の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>（身体的拘束等の適正化を図るための措置） 第七十一条の二 条例第九十八条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p>
<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>（身体的拘束等の適正化のための措置） 第七十一条の二 条例第九十八条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p>
<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>従う</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護は、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） 第七十一条 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p>	
<p>2 指定特定施設入居者生活介護は、次条第一項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p>	

<p>て利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p>
<p>7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</p>
<p>(介護) 第八十五条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p>	<p>(介護) 第七十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p>	<p>(介護) 第七十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p>
<p>(健康管理) 第八十六条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(健康管理) 第七十四条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(健康管理) 第七十四条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(相談及び援助) 第八十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>(相談及び援助) 第七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>(相談及び援助) 第七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p>
<p>(利用者の家族との連携等) 第八十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>(利用者の家族との連携等) 第七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>(利用者の家族との連携等) 第七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第八十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>六 施設の利用に当たつての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(運営規程) 第七十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>六 施設の利用に当たつての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>(運営規程) 第七十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</p> <p>六 施設の利用に当たつての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p>

<p>十 其他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第九十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>十 其他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に実行することができる場合は、この限りでない。</p>	<p>参酌</p>		<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に実行することができる場合は、この限りでない。</p>
<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>
<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>			<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第九十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(協力医療機関等)</p> <p>第七十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第九十一条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(地域との連携等)</p> <p>第八十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第九十一条の三 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、</p>	<p>参酌</p>		<p>(記録の整備)</p> <p>第八十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>

<p>その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 特定施設サービス計画</p> <p>二 第八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第九十条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>参酌</p>
<p>(準用)</p> <p>第九十二条 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第三十三条、第四十条及び第三十二条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第九十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>
<p>第九十九条 第七条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p>	<p>参酌</p>
<p>第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基 本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第九十二条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護)であつて、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。)及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」とい</p>	<p>参酌</p>
<p>(準用)</p> <p>第九十九条 第七条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p>	<p>参酌</p>
<p>(委任)</p> <p>第一百条 この節に定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>参酌</p>
<p>第九十九条 第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>
<p>(準用)</p> <p>第八十二条 第三条、第六条、第七条、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第七十六条、第七十七条及び第一百六条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条の二第二項及び第二十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第三十八条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>参酌</p>

<p>う。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p>	<p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第九十二条の三 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になつた場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第九十二条の四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する事業者(以下「外部サービス利用型指定特定施設事業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一人以上</p> <p>二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すことに一人以上</p> <p>三 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)</p>
<p>第九十二条の三 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になつた場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第九十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)であつて、当該指定特定施設(特定施設であつて、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この節において「利用者」という。)の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。))により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態になつた場合でも、その利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>第九十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。</p> <p>(従業者)</p> <p>第九十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。</p>
<p>第九十二条の四 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する事業者(以下「外部サービス利用型指定特定施設事業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一人以上</p> <p>二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すことに一人以上</p> <p>三 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)</p>	<p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p> <p>(基本方針)</p> <p>第九十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。</p>	<p>第九十二条の三 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。</p> <p>(従業者)</p> <p>第九十二条の三 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。</p>

<p>利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すごとに一人以上</p> <p>二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>三 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)</p> <p>3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設従業者(第一項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りではない。</p> <p>5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画(第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第九十二条の五 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第三款 設備に関する基準</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第九十二条の六 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>
<p>参考</p> <p>〔九十七条二項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔九十七条二項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔九十七条二項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔九十七条二項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔九十七条二項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔九十七条二項準用〕</p>
<p>参考</p> <p>〔百六十五条一項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔百六十五条一項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔百六十五条一項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔百六十五条一項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔百六十五条一項準用〕</p>	<p>参考</p> <p>〔百六十五条一項準用〕</p>

<p>第四款 運営に関する基準</p> <p>(内容及び手続きの説明及び契約の締結等) 第九十二条の七 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、</p>		<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第九十六条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(同条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準第九十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(内容及び手続きの説明及び契約の締結等) 第八十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、</p>
<p>8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準第二百五十七条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第九十六条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(同条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準第九十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>5 条例第三百三第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十三条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。</p>	<p>参酌</p>	<p>(二項)</p>	<p>4 条例第三百三第一項及び前三項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。</p>
<p>6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(二項)</p>	<p>3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p>
<p>5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(二項)</p>	<p>3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p>
<p>4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。</p> <p>ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>	<p>参酌</p>	<p>(設備)</p> <p>第八十四条 条例第三百三第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。</p>	<p>2 条例第三百三第一項の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。</p> <p>ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>
<p>3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>参酌</p>	<p>(設備)</p> <p>第三百三 指定特定施設は、居室、浴室、便所、食堂及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、居室の面積が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。</p>	<p>(設備)</p> <p>第八十四条 条例第三百三第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。</p>
<p>4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。</p> <p>ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p>	<p>参酌</p>	<p>(設備)</p> <p>第三百三 指定特定施設は、居室、浴室、便所、食堂及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、居室の面積が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。</p>	<p>(設備)</p> <p>第八十四条 条例第三百三第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。</p>

<p>五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する第八十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する第八十三条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>九 次条において準用する第九十条第三項に規定する結果等の記録</p>		<p>五 第八十六条第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>六 前条第八項に規定する結果等の記録</p> <p>七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>八 次条において準用する第六十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する第七十八条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>十 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>十一 居宅介護サービス費を請求するため審査支払機関に提出した記録</p>
<p>第九十二条の十二 第十一条、第十二条、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第三十八条まで、第五十一条、第五十二条、第三十三条、第四十条、第七十九条、第八十一条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第九十条から第九十一条の二までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定施設従業者」と、第三十三条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十一条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第四十四条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第八十一条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第八十四条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第九十条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第四十条 第七条 第十二条 第十三条から第十六条まで、第五十一条、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条並びに第九十八条の二の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p>	<p>第九十条 第三条、第六条、第七条、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第七十六条、第七十七条、第六十五条第一項、第六十七条、第六十九から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二十六条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定施設従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と、同条第四十条において準用する条例」と、同条第四十一条及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と、第三十八条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第八十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と、第九十条第二項中「指定特定施設生活介護を」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。</p>

		<p>(委任) 第二百五条 この節に定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	
<p>第十三章 福祉用具貸与 第一節 基本方針 (基本方針) 第九十三条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものではない。</p>	<p>参酌</p>	<p>第九十六条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものではない。</p>	<p>第十二章 福祉用具貸与 第一節 指定福祉用具貸与 第一節 指定福祉用具貸与</p>
<p>第九十四条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p>	<p>従う</p>	<p>第九十七条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員(政令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を有しなければならない。</p>	<p>(福祉用具専門相談員) 第九十一条 条例第七十条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p>
<p>第九十五条 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を受けて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づき人員に関する基準を満たしているものとする。</p> <p>二 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を受けて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づき人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与</p>	<p>従う</p>	<p>二 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を受け、かつ、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与事業者(指定介護予防サービス等基準条例第二百二条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与</p>	

<p>事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項</p> <p>三 指定特定福祉用具販売事業者 第二百八十一条第一項</p>	<p>事業者をいう。以下同じ。） 同項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準条例第一百十条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 同項</p> <p>三 第一百五十五条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者 同項</p>	<p>事業者をいう。以下同じ。） 同項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準条例第一百十条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 同項</p> <p>三 第一百五十五条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者 同項</p>	<p>事業者をいう。以下同じ。） 同項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定介護予防サービス等基準条例第一百十条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。) 同項</p> <p>三 第一百五十五条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者 同項</p>
<p>(管理者)</p> <p>第九十五条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>	<p>従う</p> <p>〔七条準用〕</p>
<p>第九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p>	<p>参酌</p> <p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>	<p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>	<p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>
<p>第九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第二百三条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p>	<p>参酌</p> <p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>	<p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>	<p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>
<p>第九十八条 指定福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業所の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百六十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>参酌</p> <p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>	<p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>	<p>第九十二条 条例第八十一条の規定で定める場合は、第九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p>
<p>第九十九条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額</p>	<p>参酌</p> <p>第九十三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不</p>	<p>第九十三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不</p>	<p>第九十三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不</p>

<p>が生じないようにしなければならない。</p>		<p>合理的な差額が生じないようにしなければならない。</p>
<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払う者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p>		<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払う者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p>
<p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>		<p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p>		<p>5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p>
<p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) 第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を紹介する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p>	<p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) 第九十九条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を紹介する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p>	
<p>2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。</p>	<p>2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。</p>	
<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
<p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用の方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p> <p>四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第九十四条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用の方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p> <p>四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が記載されるよう必要な措置を講じるものとする。</p>

<p>六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。</p>		<p>六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。</p>
<p>(福祉用具貸与計画の作成) 第九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百九十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(福祉用具貸与計画の作成) 第九十五条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百九条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p>
<p>2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
<p>3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p>
<p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p>
<p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。</p>	<p>参酌</p>	<p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。</p>
<p>(運営規程) 第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 営業日及び営業時間 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項</p>	<p>参酌</p>	<p>(運営規程) 第九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 営業日及び営業時間 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他運営に関する重要事項</p>
<p>(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具貸与専門相談員の知識・技能の向上等) 第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具貸与専門相談員の知識・技能の向上等) 第九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>		<p>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>(福祉用具の取扱種目) 第二百二条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(福祉用具の取扱種目) 第九十八条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p>
<p>(衛生管理等) 第二百三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要</p>		<p>(衛生管理等) 第九十九条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要</p>

<p>な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p>
<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p>
<p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p>
<p>5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>
<p>6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>参酌</p>	<p>6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>
<p>（揭示及び目録の備え付け）</p> <p>第二百四条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p>参酌</p>	<p>（揭示及び目録の備え付け）</p> <p>第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>
<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p>
<p>（記録の整備）</p> <p>第二百四条の二 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 福祉用具貸与計画</p> <p>二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>参酌</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第一百条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第一百条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 福祉用具貸与計画</p>

<p>三 第二百三条第四項に規定する結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>			<p>四 第九十九条第四項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>七 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>
<p>(準用)</p> <p>第二百五条 第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条並びに第一百一条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十一条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第一百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p>		<p>(準用)</p> <p>第一百十条 第七条、第九条及び、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百二条 第三条から第十四条まで、第十四条、第十九条、第二十四条の二、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条並びに第七十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第九十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは「同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十四条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十六条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第二十条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第一百十条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第一百十条において準用する条例」と、第七十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第五節 基準該当居室サービスに関する基準</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百五条の二 基準該当居室サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p>	<p>従う</p>	<p>(委任)</p> <p>第一百一十一条 この節に定めるもののほか、指定福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>第二節 基準該当福祉用具貸与</p> <p>(百九十一条準用)</p>
<p>2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百七十九条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>従う</p>	<p>2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第二百七条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第二百二条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第七十七条第一項に規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例第七十七条第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第三百三条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第八十一条に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 条例第一百十二条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第八十二条第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第七十一条第二項に規定する基準を満たすことをもって、前項において準用する第九十二条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

<p>第二百七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日</p>	<p>第十四章 特定福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十条の二、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで（第三十六条第五項及び第六項を除く。）、第五十二条、第一百一条第一項、第二項及び第四項、第九十九条、第九十五条、第九十六条並びに第四節（第九十七条第一項及び第二百五条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、同項、第三十条の二第二項並びに第三十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第十四章 特定福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、</p>	<p>第十三章 特定福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、</p>	<p>(基準該当福祉用具貸与に関する基準)</p> <p>第一百十二条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業については、第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第六十六条、第七十七条第一項、第八十条第一項及び第九十条の規定を準用する。</p>
<p>第十三章 特定福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百七条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、</p>	<p>第十三章 特定福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(委任)</p> <p>第一百十三条 この節に定めるもののほか、基準該当福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>(基準該当福祉用具貸与に関する基準)</p> <p>第二百三条 第三条から第九条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条第一項、第二項及び第四項並びに前節（第九十二条第三項、第九十三条第一項及び第二二条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二條」とあるのは「第九十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは「同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十四条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第一百十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第一百十二条第一項において準用する条例」と、第七十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第九十一条中「条例」とあるのは「条例第一百十二条第一項において準用する条例」と、第九十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百十二条第一項において準用する条例」と、「第九十九条」とあるのは「第二百三条第一項において準用する第九十九条」と、第九十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百一条第一号及び第二号中「第一百十條」とあるのは「第一百十二条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百三条第一項」と読み替えるものとする。</p>

<p>日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>第二節 人員に関する基準</p>	<p>利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>(福祉用具専門相談員) 第二十四条 条例第十五条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p>
<p>(福祉用具専門相談員の員数) 第二十八条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p>	<p>従う</p>	<p>(福祉用具専門相談員) 第二十五条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を有しなければならない。</p>	<p>(福祉用具専門相談員) 第二十四条 条例第十五条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p>
<p>2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づき人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第二百八十二条第一項</p> <p>三 指定福祉用具貸与事業者 第九十四条第一項</p>	<p>従う</p>	<p>2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定福祉用具貸与事業者 第七十七条第一項</p> <p>二 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二百二条第一項</p> <p>三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第一百十条第一項</p>	<p>(三条準用)</p>
<p>(管理者) 第二百九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>従う</p>	<p>(七条準用)</p>	<p>(三条準用)</p>
<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>(設備及び備品等) 第二百十條 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>(設備及び備品等) 第一百六条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p>	
<p>2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準第二百八十一条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百八十四条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準条例第九十九条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第一百一条に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(サービスの提供の記録) 第二十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>参酌</p>		<p>(サービスの提供の記録) 第二十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>

<p>(販売費用の額等の受領)</p> <p>第二百十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(販売費用の額等の受領)</p> <p>第二百六条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p>	<p>参酌</p>	<p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p>
<p>3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の申請に必要な書類等の交付)</p> <p>第二百十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称</p> <p>二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>三 領収書</p> <p>四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要</p>	<p>参酌</p>	<p>(保険給付の申請に必要な書類等の交付)</p> <p>第二百七条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称</p> <p>二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>三 領収書</p> <p>四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要</p>
<p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p> <p>四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>参酌</p>	<p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百八条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する指定特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該指定特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p> <p>四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な</p>		<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百九条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な</p>

<p>サービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第九十九条の二第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。</p>	参酌		<p>サービスの内容等を記載した計画(以下「特定福祉用具販売計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第九十九条第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。</p>
<p>2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p>	参酌		<p>2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第二十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 特定福祉用具販売計画</p> <p>二 第二十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌		<p>(記録の整備)</p> <p>第二十条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完了の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第一百七十七条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第一百七十七条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 特定福祉用具販売計画</p> <p>四 第二百五十五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業員の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>
<p>(準用)</p> <p>第二十六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十六条、第三十条の二、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項、第二項及び第四項、第九十八条、第二十条から第二十九条まで並びに第二十四条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条」とあるのは「第二十六条において準用する第二十条」と、同項、第三十条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十七條の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十一条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、第三十一条第二項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第九十八条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二十条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二十一条及び第二十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</p>	参酌	<p>(準用)</p> <p>第一百七十七条 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第九十九条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九十九条第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは、「特定福祉用具を販売」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第二十一条 第三条から第九条まで、第十四条から第十三条まで、第十九条、第二十条の二、第二十五条、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条第一項、第二項及び第四項、第九十六条から第九十八条まで並びに第二十条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二條」とあるのは「第二十一条において準用する第九十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五條中「同じ。」とあるのは「同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二十五条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、同条第三項第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第一百七七條において準用する条例」と、第七十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあ</p>

<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(委任)</p> <p>第百十八条 この章に定めるもののほか、指定特定福祉用具販売の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>	<p>第十五章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第二百十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たれる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条第一項(第三十九条の三、第四十三条、第五十四、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第二百五条、第二百五条の三、第九十九条、第百九十九条、第百四十条(第百四十条の十三)において準用する場合を含む。)、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五、第百五十五の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条及び第百九十二条において準用する場合を含む。)、及び第百八十一条第一項(第百九十二条の十二)において準用する場合を含む。並びに次に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>第二百十二条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たれる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第六条第一項(第三十三条の三、第三十四条第二項、第四十二条、第四十三条、第五十五条、第六十一条、第六十七条、第七十九条、第八十一条、第九十六条、第百五十五条、第百二十五条、第百三十五、第百三十五の三、第百四十条、第百五十四、第百六十三、第百八十二条、第百九十条、第百九十二条、第百九十二条及び第百九十二条において準用する場合を含む。)、及び第百六十九条第一項(第百九十条)において準用する場合を含む。並びに次に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第三十二条(第三十四条第二項)において準用する場合を含む。)、第四十一条(第四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)において準用する場合を含む。)、第百三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)において準用する場合を含む。)、第百八十一条、第百八十二条、第百八十三条、第百八十四条、第百八十五条、第百八十六条、第百八十七条、第百八十八条、第百八十九条、第百九十条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十三条、第百九十四条、第百九十五条、第百九十六条、第百九十七条、第百九十八条、第百九十九条、百)において準用する場合を含む。)</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>第十四章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第二百十二条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たれる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第六条第一項(第三十三条の三、第三十四条第二項、第四十二条、第四十三条、第五十五条、第六十一条、第六十七条、第七十九条、第八十一条、第九十六条、第百五十五条、第百二十五条、第百三十五、第百三十五の三、第百四十条、第百五十四、第百六十三、第百八十二条、第百九十条、第百九十二条、第百九十二条及び第百九十二条において準用する場合を含む。)、及び第百六十九条第一項(第百九十条)において準用する場合を含む。並びに次に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>第十四章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第二百十二条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たれる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第六条第一項(第三十三条の三、第三十四条第二項、第四十二条、第四十三条、第五十五条、第六十一条、第六十七条、第七十九条、第八十一条、第九十六条、第百五十五条、第百二十五条、第百三十五、第百三十五の三、第百四十条、第百五十四、第百六十三、第百八十二条、第百九十条、第百九十二条、第百九十二条及び第百九十二条において準用する場合を含む。)、及び第百六十九条第一項(第百九十条)において準用する場合を含む。並びに次に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

<p>2 令第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条二項に規定する主として老人慢性疾患（老人がかかっている場合において一般に慢性の経過をたどる疾患をいう。）にかかっている老人（当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。）を入院させることを目的とした病床（療養病床及び医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。）により構成される病床（以下「介護力強化病棟」という。）を有する病院（第百四十二条第一項第二号に該当するものを除く。以下「介護力強化病院」とい</p>	<p>（経過措置） 第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、 第百二十一条第一項の規定を指定短期入所生活介護事業所であつて小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所若しくは一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所でないもの又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分以外の部分に適用する場合には、同項第三号中「三」とあるのは、「四・一」とする。 第三条 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第百二十四条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項の規定は適用しない。 第四条 平成十五年三月三十一日までの間は、第百四十二条第一項中「次のとおりとする」とあるのは「第一号から第三号まで、附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される第四号及び附則第四条第二項に定めるところによる」と、同条第一項第四号中「令第四条二項に規定する病床」とあるのは「第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条二項に規定する主として痴呆の状態にある老人（当該痴呆に伴つて著しい精神症状（特に著しいものを除く。）を呈する者又は当該痴呆に伴つて著しい行動異常（特に著しいものを除く。）がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）を入院させることを目的とした病床」と、同条第二項中「前項第四号」とあるのは「附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される前項第四号及び附則第四条第二項」と、第百四十三条中「次のとおりとする。」とあるのは「次の各号及び附則第四条第三項に定めるところによる。」と、第百四十四条中「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室」とあるのは「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室若しくは附則第四条第二項に規定する介護力強化病棟に係る病室」と、第百五十四条第二号中「又は老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院」とあるのは「、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院又は附則第四条第二項に規定する介護力強化病棟」とする。</p>	<p>従う 百二十四条 六項一 号ロに 係る部 分に限 る。」 参酌</p>	<p>参酌</p>
	<p>参酌</p>		
		<p>3 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第百八条第三項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第四項の規定は、適用しない。</p>	<p>年を経過しないものについても適用する。</p>

<p>う。)に該当する指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師及び薬剤師 介護力強化病院として医療法上必要とされる数以上 二 介護力強化病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上 三 介護力強化病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上 四 栄養士 病床数が百以上の病院であるものにあっては一以上 五 理学療法士又は作業療法士 当該介護力強化病院の実情に応じた適當数 <p>3 介護力強化病院に該当する指定短期入所療養介護事業所の病室は、次の基準を満たさなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 介護力強化病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき四・三平方メートル以上とすること。 二 患者が使用する廊下であつて、介護力強化病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。 	<p>参酌</p>	<p>2 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p>	<p>4 条例附則第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。 二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
<p>第五條 削除</p> <p>第六條 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。 	<p>参酌</p>	<p>3 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、規則で定める病床数以下としなければならない。</p>	<p>5 条例附則第三項の規則で定める病床数は、四床とする。</p>
<p>第七條 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。</p> <p>第八條 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。</p>	<p>従う</p>	<p>4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める床面積以上としなければならない。</p>	<p>6 条例附則第四項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とする。</p>
<p>第九條 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一條の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず</p>	<p>参酌</p>	<p>5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一條の規定の適用を受けるものについては、第八十六条第一項第三号</p>	<p>7 条例附則第五項の規則で定める基準は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、かつ、必要な器械及び器具を備えることとする。</p>

<p>ず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。</p> <p>第十条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p> <p>一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する機能訓練室を有しなければならない。</p> <p>6 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p>	<p>8 条例附則第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。</p> <p>二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</p> <p>9 条例附則第七項の規則で定める病床数は、四床とする。</p>
<p>第十一条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。</p> <p>第十二条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。</p>	<p>参酌</p>	<p>7 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、規則で定める病床数以下としなければならない。</p> <p>8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める床面積以上としなければならない。</p>	<p>10 条例附則第八項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートルとする。</p> <p>11 条例附則第九項の規則で定める基準は、次のいづれにも該当することとする。</p> <p>一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）（以下「養護老人ホーム等」という。）（以下この項において「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>二 入所定員が五十人未満であること。</p> <p>三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下この項において「家賃等」という。）が比較的低廉であること。</p> <p>四 入所者から利用料、第七十条第三項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。</p>
<p>第十三条 この省令の公布の際現に存する有料老人ホームであつて、次のいづれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第七十七条第三項又は第九十二条の六第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。）（以下この号において「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>二 入所定員が五十人未満であること。</p> <p>三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。</p> <p>四 入所者から利用料、第八十二条第三項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。</p> <p>第十四条 第七十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の</p>	<p>参酌</p>	<p>9 平成十二年四月一日前から引き続き存する有料老人ホームであつて、規則で定める基準に該当するものとして別に知事が定めるものにあつては、第九十七条第三項又は第一百三十一条の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>10 第九十六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の六に規定</p>	<p>12 条例附則第十項第二号の規則で定める数は、当該医療機関併設型指定特定施設（同項に規定する医療機関併設型指定特定施設をいう。以下同じ。）の実情に応じた適当数とする。</p>

<p>1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する老人短期入</p>	<p>1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する認知症対応型共同生活介護の事業に相当する事業の用に供する共同生活住居（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて指定認知症対応型共同生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百五十九条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三七号）</p>	<p>第十五条 第九十二条の四の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。</p> <p>第十六条 第七十七条及び第九十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。</p> <p>附 則（平成一一年一二月二〇日厚生省令第九六号）</p>	<p>第十五条 第九十二条の四の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	<p>用に供することをいう。次条及び附則第十六条において同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数</p>
		<p>12 第九十七条及び第三百三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>11 第二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、規則で定める数とする。</p>	<p>する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>二 生活相談員又は計画作成担当者 規則で定める数</p>
			<p>13 条例附則第十一項の規則で定める員数は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	

<p>2 この省令の施行の際現に医療法第七条第一項の開設計可を受けている病院のうち、介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（平成十七年政令第百三十一号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第百二十二号）第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する同令第四条第二項に規定する特例対象病院（以下「特例対象病院」という。）が有する老人性認知症疾患療養病棟については、平成十八年二月二十八日までの間は、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ(2)中「四」とあるのは、「六」とする。</p>	<p>第三十五条 老人性痴呆疾患療養病棟（新居宅基準第百四十二条第一項第四号に規定する老人性痴呆疾患療養病棟をいう。以下同じ。）であつて、附則第十条第四号及び第十一条第二項の規定の適用を受けるものについては、平成十五年八月三十一日までの間は、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ(2)中「三」とあるのは、「四」とする。</p>	<p>第三十四条 この省令の施行の日から起算して二年六月を経過する日までの間は、第十二条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新居宅基準」という。）第百四十二条第一項第三号中「医療法第七条第二項第四号に規定する療養病棟」とあるのは、「医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）」とする。</p>	<p>（施行期日） 第一条 この省令は、医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成一三年一月三十一日厚生労働省令第八号）抄</p>	<p>（施行期日） 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄</p>	<p>所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、改正後の第百四十条の六第二項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。</p>
					<p>14 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（同日において基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第百八条第三項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。</p>

<p>第三十六條 この省令の施行の際現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、新居宅基準第百四十三条第四号口中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。</p>	<p>第三十七條 附則第八條の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（新居宅基準附則第九條の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅は、新居宅基準第百四十三条第四号二中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。</p>	<p>第三十八條 附則第九條の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、新居宅基準第百四十二条第一項中「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とする。</p>	<p>第三十九條 附則第十條の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、新居宅基準第百四十二条第一項中「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とする。</p>	<p>第四十條 附則第十一條の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、新居宅基準第百四十二条第一項中「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とする。</p>	<p>第四十一條 附則第十二條の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、新居宅基準第百四十二条第一項中「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とする。</p>	<p>第四十二條 附則第十三條の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、新居宅基準第百四十二条第一項中「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とする。</p>	<p>3 当分の間、新居宅基準第百四十二条第一項第四号ロ(2)（前項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）中「一以上」とあるのは、「二以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数（以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。）を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。</p>
<p>附則（平成一五年三月一四日厚生労働省令第二八号） （施行期日） 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第百五十七条に次の三項を加える改正規定（第七項及び第八項に係る部分に限る。）及び第百七十五条第六項の改正</p>	<p>附則（平成一四年九月五日厚生労働省令第一七号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。</p>	<p>附則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号） 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>	<p>附則（平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号）抄 （施行期日） 1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。</p>	<p>附則（平成一三年三月二一日厚生労働省令第二四号） この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p>	<p>附則（平成一三年三月二一日厚生労働省令第二四号） この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p>	<p>附則（平成一三年三月二一日厚生労働省令第二四号） この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p>	<p>15 平成十三年三月一日前から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、第百四十二条第一項中「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とする。</p>

<p>第七條 新基準第百五十七條第七項及び第八項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において計画作成担当者として従事している者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において、当該職務に従事することができる。</p>	<p>第六條 新基準第百五十七條第六項の規定にかかわらず、平成十五年六月二十日までの間は、平成十四年八月九日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において計画作成担当者の職務に従事している者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において、当該職務に従事することができる。</p>	<p>第五條 平成十八年三月三十一日までの間は、この省令の施行の際現に存する指定認知症対応型共同生活介護事業所（当該事業所の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者が、この省令の施行の際現に併設されている他の共同生活住居又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条第三項の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは病院等）とする。</p>	<p>第四條 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所であつて、新基準第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。</p>	<p>第三條 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、新基準第九章第五節（第百四十条の四第六項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第百四十条の四第六項第一号ロ(2)の規定を適用する場合には、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	<p>規定は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二條 平成十五年九月三十日までの間は、この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する通所リハビリテーションの事業を行う事業所については、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。</p>
			<p>13 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）附則第四条第一項の規定により指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該事業を行う者が第九章第二節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>		
				<p>16 平成十五年四月一日前から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、条例第九章第二節に規定する基準及び第九章第二節（第百二十六条第一項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、同号ロ(2)の規定を適用する場合には、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	

<p>第八条 新基準第百五十八条第二項の規定にかかわらず、平成十五年六月三十日までの間は、平成十四年八月九日に現に存する指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居において管理者の職務に従事している者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していなくても、引き続き当該共同生活住居において、当該職務に従事することができる。</p>	<p>第九条 指定認知症対応型共同生活介護事業所のうち、この省令の施行の際現に二を超える共同生活住居を有しているもの（この省令の施行の際現に二を超える共同生活住居を建築中のものを含む。）は、当分の間、新基準第百五十九条第一項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。</p>	<p>第十条 平成十八年三月三十一日までの間は、新基準第百七十五条第六項中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者」とする。</p>	<p>附 則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。</p>	<p>第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成一七年六月二九日厚生労働省令第一〇四号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>	<p>附 則（平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。</p>	<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所であつて、この省令による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等新基準」という。）第十章第二節及び第五節に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適</p>
						<p>14 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第二条第一項の規定により指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものにおいて行われる事業については、指定短期入所療養介護事業所であつてユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものにおいて行われる事業であるものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該事業を行う者が第十章第二節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>

<p>用しない。</p>		
<p>附 則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三三号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であつて、この省令の施行の際現に定員四人以下であるものについては、第一条による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等新基準」という。）第七十七条第四項第一号イ及び第九十二条の六第四項第一号イの規定は適用しない。</p>		<p>17 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であつて、平成十八年四月一日前から引き続き定員四人以下であるものについては、第六十五条第二項第一号イ及び第八十四条第二項第一号イの規定は、適用しない。</p>
<p>第三条 この省令の施行の際現に存する養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）にあつては、指定居宅サービス等新基準第九十二条の六第四項第一号ホ及び同項第三号の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までの間に同項第一号ホに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が立てられていれば足りるものとする。</p> <p>第四条 養護老人ホームに係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等新基準第九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。）の事業にあつては、指定居宅サービス等新基準第九十二条の四第六項の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間は、計画作成担当者すべて介護支援専門員でない者をもって充てることができる。</p>		<p>18 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあつては、第八十四条第二項第一号イの規定は、適用しない。</p>
<p>第五条 この省令の施行の際現に存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあつては、指定居宅サービス等新基準第九十二条の六第四項第一号イの規定は適用しない。</p> <p>第六条 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十二年厚生省令第五十八号）附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、指定居宅サービス等新基準第七十五条第一項第二号イ及び同条第二項第二号イ中「三」とあるのは「十」と、指定居宅サービス等新基準第九十二条の四第一項第二号及び同条第二項第二号中「十」とあるのは「三十」とする。</p>		<p>19 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十二年厚生省令第五十八号）附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、第六十四条第一項第二号イ及び同条第二項第二号イ中「三」とあるのは「十」と、第八十三条第一項第二号及び同条第二項第二号中「が十」とあるのは「が三十」とする。</p>
<p>附 則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七九号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成一八年六月三〇日厚生労働</p>		

<p>省令第一三七号)</p> <p>この省令は、平成十八年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一五六号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>		
<p>附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四五号)</p> <p>この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p>		
<p>附 則 (平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五四号)</p> <p>この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p>		
<p>附 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。</p>		
<p>附 則 (平成二〇年八月二九日厚生労働省令第一三五号)</p> <p>この省令は、平成二十年九月一日から施行する。</p>		
<p>附 則 (平成二二年三月一三日厚生労働省令第三一号)</p> <p>この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>		
<p>附 則 (平成二三年八月一八日厚生労働省令第一〇六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。</p>		
<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所(同日において建築中のものであって、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であって、この省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等旧基準」という。)第四百四条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等基準」という。)第四百四条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く。)であって、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第四百四条の十六第一</p>	<p>15 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第六六号。以下「平成二十三年改正省令」という。)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十項までの規定によることができる。</p> <p>16 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる指定短期入所生活介護(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護」という。)の基本方針は、ユニット(第七十四条に規定するユニットをいう。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(次項及び附則第十九項において「ユニット部分」という。)にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第六十七条に定めるところによる。</p> <p>17 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第七十五条に、それ以外の部分にあつては第六十九条に定めるところによる。</p>	<p>20 条例附則第十五項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第三十一項までの規定によることができる。</p> <p>21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第二百六条に、それ以外の部分にあつては第八八条に定めるところによる。</p>

項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

18 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第十六項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例附則第十四項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第十五項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

22 条例附則第十八項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第十九項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

19 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の取扱方針は、ユニット部分にあつては第七十六条に、それ以外の部分にあつては第七十条に定めるところによる。

23 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の運営等に関する基準は、次項及び附則第二十五項に定めるもののほか、ユニット部分にあつては第九章第一節（第二百二十六条、第二百二十二条及び第二百二十五条を除く。）に、それ以外の部分にあつては第一百一十一条、第一百二十四条、第一百五十五条、第一百九十九条、第二百二十二条及び第二百二十五条において準用する第七十四条に定めるところによる。

24 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の利用定員（第二百二十六条第一項に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（条例第六十八条第一項に規定する利用定員をいう。）（第六十六条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）附則第四項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第六十六条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 五 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 七 通常の送迎の実施地域
- 八 サービス利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 その他運営に関する重要事項

25 第六十六条、第七十条、第九十九条、第一百零三条、第一百三十一条、第一百六十六条から第一百八十一条まで、第二百二十条及び第二百二十三条から第二百二十五条（第七十四条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六十六条第一項中「条例」とあるのは「条例附則第二十項に

20 第九章第一節（第六十七条、第六十九条及び第七十条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。

「条例」とあるのは「条例附則第二十項に

<p>2 平成十七年十月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行っている事業所（同日において建築中のものであって、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の第十五第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。）であって、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の第十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。</p>				
<p>25 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の取扱方針は、ユニット部分にあっては第九十二条に、それ以外の部分にあっては第八十七条に定めるところによる。</p>	<p>24 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第二十二項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例附則第二十項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例附則第二十一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>23 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第九十一条に、それ以外の部分にあっては第八十六条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p>	<p>22 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において行われる指定短期入所療養介護（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護」という。）の基本方針は、ユニット（第九十条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては同条に、それ以外の部分にあっては第八十四条に定めるところによる。</p>	<p>21 平成二十三年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることができるとされる一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十六項までの規定によることができる。</p>
<p>29 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の運営等に関する基準は、次項及び附則第三十一項に定めるもののほか、ユニット部分にあっては第十章第一節第六十条及び第六十三条を除く。）に、それ以外の</p>	<p>28 条例附則第二十四項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第二十五項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>27 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分の設備に関する基準は、第四百四十二条に定めるところによる。</p>	<p>26 例附則第二十一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第三十一項までの規定によることができる。</p>	<p>において準用する条例」と、同条第七項中「第六十八条第二項」とあるのは「附則第二十二項において準用する条例第六十八条第二項」と、「第九十条第二項から第六項まで」とあるのは「附則第二十三項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十条第二項から第六項まで」と、第九十条第一項中「第二百一十一条に規定する運営規程」とあるのは「附則第二十四項に規定する重要事項に関する規程」と、第二百二十四条第一号中「条例」とあるのは「条例附則第二十項において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「附則第二十項において準用する条例第七十二条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「附則第二十五項において準用する第二百二十五条」と、第二百二十五条中「第七十二条」とあるのは「附則第二十項において準用する条例第七十二条」と読み替えるものとする。</p>

<p>附 則（平成二十三年一〇月二〇日厚生労働省令第一三二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十三年十月二十日から施行する。</p>	<p>附 則（平成二十三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>	<p>（検討）</p> <p>第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	
			<p>26 第十章第一節（第八十四条、第八十六条及び第八十七条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。</p>
			<p>30 部分にあつては第四百三十三条、第四百四十四条、第四百四十八条から第五百十条まで、第五百十二条及び第五百十四条において準用する第七十四条に定めるところによる。</p> <p>30 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の送迎の実施地域 六 施設利用に当たつての留意事項 七 非常災害対策 八 その他運営に関する重要事項 <p>31 第四百四十一条、第四百四十五条から第四百四十七条まで、第五百三十三条及び第五百四十四条（第七十四条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十一条中「条例」とあるのは「条例附則第二十六項において準用する条例」と、第五百三十三条第一号から第三号までの規定中「第八十八条」とあるのは「附則第二十六項において準用する条例第八十八条」と、第八十八条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「附則第三十一項において準用する第五百四十四条」と、第五百四十四条中「第八十八条」とあるのは「附則第二十六項において準用する条例第八十八条」と、「第二百二十一条」とあるのは「第二百二十一条に規定する運営規程」と、「第五百五十一条」とあるのは「附則第三十項に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>

<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第四条 旧適合高齢者専用賃貸住宅に係る第三条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成二十四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二十四年一月三〇日厚生労働省令第一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二十四年三月一三日厚生労働省令第三〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>	<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する訪問介護の事業を行う者に対する第二条による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新指定居宅サービス基準」という。)第五条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることのできる。</p>	<p>2 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業を行う者に対する新指定居宅サービス基準第百九十八条から第百九十九条の二まで及び第百二十四条の二の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることのできる。</p> <p>3 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売の事業を行う者に対する新指定居宅サービス基準第二百二十四条から第二百五条まで及び第百二十六条において準用する第百九十八条の規定の適用については、平成二十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることのできる。</p>	<p>附 則 (平成二十四年三月三〇日厚生労働省令第五三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十三年四月二十二日厚生労働省令第五十三号)</p> <p>介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。</p>

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業に係る法第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 次条及び第三条において準用する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「居宅基準」という。）第六十一条の規定による基準

二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三条において準用する居宅基準第七十一条、第三条において準用する居宅基準第七十四条において準用する居宅基準第八条第一項、第三条において準用する居宅基準第七十四条において準用する居宅基準第九条、第三条において準用する居宅基準第三十三条及び第三条において準用する居宅基準第七十四条による基準

三 法第四十二条第一項第二号の規定により、法第四十二条第二項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

第二条 基準該当訪問看護の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で一以上とする。

2 前項の規定は、平成二十五年十月十一日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。

第三条 居宅基準第四章（居宅基準第六十条の規定を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

（東日本大震災に対処するための基準該当居宅サービスの事業の特例）

27 基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（規則で定める市町村の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域内に所在する事業所において行われるものに限る。）

以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者は、特定被災区域における同法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して知事が定める日までの間、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに、保健師、看護師又は准看護師を常勤で一人以上有しなければならない。

28 第四章（第二十九条を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

（東日本大震災に対処するための基準該当居宅サービスの事業の特例）

32 条例附則第二十七項の規則で定める市町村の区域は、石巻市の区域とする。

33 第四章（第四十四条を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。この場合において、第四十九条中「第五十一条」とあるのは「附則第三十三項において

<p>厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第 二条第四項に規定する省令の特例に関する措置 及びその適用を受ける復興推進事業を定める命 令(平成二十三年内閣府/厚生労働省令第九号)</p>	<p>附則 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(平成二十四年二月二十九日厚生労働 省令第二四号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、 第一条第一項の改正規定は、平成二十四年三月 一日から施行する。</p> <p>附則(平成二十四年三月三〇日厚生労働 省令第六二号) この省令は、平成二十四年四月一日から施行 する。</p> <p>附則(平成二十四年九月二八日厚生労働 省令第一三八号) この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則(平成二五年三月二十七日厚生労 働省令第三十三号) (施行期日) 1 この省令は、平成二五年四月一日から施 行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、 公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この省令の施行の際現に行われているこの 省令による改正前の基準省令第一条に規定す る基準該当訪問看護(東日本大震災に際し災 害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が 適用された市町村の区域(岩手県一関市の区 域並びに宮城県石巻市及び福島県相馬市の区 域(指定訪問看護の確保が著しく困難である と市町村が認める区域を除く。)に限る。)内 に所在する事業所においてこの省令の施行の 際現に利用者に対して行われているものに限 る。)の事業に係るこの省令による改正前の基 準省令の規定(第二条第二項の規定を除く。)の 適用については、平成二五年九月三十日 又は当該利用者が他の介護サービスに移行す ることその他の事由により当該利用者に対す る当該基準該当訪問看護の提供が終了する日 のいずれか早い日までの間は、なお従前の例 による。</p> <p>附則(平成二五年九月一日厚生労働 省令第一〇一号) この省令は、公布の日から施行する。</p>	
<p>29 (東日本大震災復興特別区域法に係る指定訪 問リハビリテーションの事業の特例) 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三 年法律第百二十二号)第七条第一項に規定 する認定復興推進計画に同法第四条第二項 第五号に規定する復興推進事業として定め られた指定訪問リハビリテーション事業所 の整備を推進する事業により、当該認定復 興推進計画に当該事業に係る当該認定復興推 進計画の区域として定められた区域内の指定訪問 リハビリテーション事業所であつて、病院若し くは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護 医療院との密接な連携を確保し、当該連携先の</p>		
<p>34 (居宅サービス特例事業所の事業の特例) 条例附則第二十九項の居宅サービス特例 事業所(以下「居宅サービス特例事業所」と いう。)に係る第五十五条の二第一項の規定 の適用については、平成三十二年三月三十 一日までの間、同項第一号中「指定訪問リ ハビリテーションの提供に当たらせるため に必要な一以上の数」とあるのは「当該指 定訪問リハビリテーション事業所の実情に 応じた適当数」と、同項第二号中「一」と あるのは「常勤換算方法で、二・五」とす る。この場合においては、同条第二項の規 定は、適用しない。</p>		<p>て準用する第五十一条」と、第五十四条第 一号及び第二号中「第三十三条」とあるの は「附則第二十八項において準用する条例 第三十三条」と、同条第三号中「第五十条」 とあるのは「附則第三十三項において準用 する第五十条」と、同条第六号及び第七号 中「次条」とあるのは「附則第三十三項に おいて準用する第五十五条」と、第五十五 条中「第五十三条」とあるのは「附則第三 十三項において準用する第五十三条」と、「第 三十三条に」とあるのは「附則第二十八項 において準用する条例第三十三条に」と読 み替えるものとする。</p>

<p>附 則（平成二十七年一月十六日厚生労働省</p>	<p>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に定める政令等規制事業)</p> <p>第六条 特定地方公共団体である道県が、法第四十二条第五号に規定する復興推進事業として、訪問リハビリテーション事業所整備推進事業(復興推進計画の区域内において復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第七十六号第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))の整備を推進する事業をいう。を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該復興推進計画の区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であつて、病院若しくは診療所(医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。))又は介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))若しくは介護医療院(介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。))との密接な連携を確保し、指定居宅サービス等基準第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションを適切に行うと所在地の道県知事が認めるものに対する指定居宅サービス等基準第七十六号第一項第一号及び第七十七号第一項の規定の適用については、同号中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数」と、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。この場合においては、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第一百七十七条第五号及び指定居宅サービス等基準第七十六号第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>30 居宅サービス特例事業所に係る第三十七条第一項の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは「事業の」と、「区画」とあるのは「事務室」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該指定訪問リハビリテーション事業所の同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする」とする。</p>	<p>病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の医師の指示の下、指定訪問リハビリテーションの事業を適切に行うものとして知事の認定を受けたもの(以下「居宅サービス特例事業所」という。))において指定訪問リハビリテーションの事業を行う者は、平成三十二年三月三十一日までの間、当該居宅サービス特例事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>
<p>附 則（平成二十七年宮城県条例第三十</p>	<p>31 居宅サービス特例事業所が併せて指定介護予防サービス等基準条例附則第二十五項に規定する指定介護予防サービス特例事業所として認定を受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第二十六項の規定により読み替えて適用する指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>36 管理者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士で、適切な指定訪問リハビリテーションを行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>	<p>35 条例附則第二十九項の管理者次項において「管理者」という。は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、居宅サービス特例事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅サービス特例事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>
<p>附 則（平成二十七年宮城県規則第二</p>	<p>37 条例附則第三十一項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第三十項から附則第三十二項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>35 条例附則第二十九項の管理者次項において「管理者」という。は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、居宅サービス特例事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅サービス特例事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>35 条例附則第二十九項の管理者次項において「管理者」という。は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、居宅サービス特例事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅サービス特例事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>

<p>令第四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>(介護予防訪問介護に関する経過措置)</p> <p>第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)附則第十条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。</p> <p>一 第二条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「旧指定居宅サービス等基準」という。)第五条第二項及び第五項、第七条第二項、第四十条第三項並びに第四十二条第二項の規定</p> <p>二〇四 略</p> <p>第三条 略</p>	<p>号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第六条第三項、第八条第二項及び第十八条第四項の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>十七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第二項第二項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第二条第五項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とあるのは、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とする。</p>
<p>(介護予防通所介護に関する経過措置)</p> <p>第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。</p> <p>一 旧指定居宅サービス等基準第九十三条第一項第三号及び第八項、第九十五条第四項、第九十六条第一項第三号及び第七項並びに第九十八条第四項の規定</p> <p>二〇五 略</p> <p>以下略</p>	<p>3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第四十八条第二項、第四十九条第二項及び第五十九条第二項の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の第二項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第六十八条第一項第三号及び第八項並びに第六十九条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第六十八条第八項「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十七年宮城県規則第二十八号)附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とする。</p>
<p>附 則 (平成二八年二月五日厚生労働省令第十四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)附則第一条第六号に掲げる施行の日(平成二十八年四月一日)</p>	<p>附 則 (平成二八年宮城県条例第二十五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二八年宮城県規則第三十六号)</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>

月一日)から施行する。	<p>附 則(平成三十年一月十八日厚生労働省令第四号)</p> <p>第一条 この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p>	<p>2 手数料条例の一部改正)</p> <p>手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項の表二百七十五の項3中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第五十四条第一項」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条」に改める。</p>	<p>附 則(平成二十九年宮城県規則第十号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則(平成三十年四月一日から施行する)</p> <p>第一条 この省令は平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中居宅サービス等基準第九十九条第一号の改正規定、第二条中指定居宅介護支援等基準第十三条第十八号の次に一号を加える改正規定及び第四条中介護予防サービス等基準第二百七十八条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則(平成三十年宮城県条例第三十三号)</p> <p>附 則(平成三十年四月一日から施行する)</p> <p>1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例(以下「旧条例」という。)第四十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第四十三条までの規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則(平成三十年宮城県規則第五十三号)</p> <p>この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第九十四条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p>	
<p>(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)</p> <p>第四条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第四条の規定による改正前の介護予防サービス等基準(以下この条において「旧介護予防サービス等基準」という。)第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準第八十七条から八十九条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。</p>	<p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>第三条 平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百零六条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。</p>		

<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この省令は令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中指定居室介護支援等基準第十三条第十八号の二の次に一号を加える改正規定は、令和三年十月一日から施行する。</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p>
<p>（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居室サービス等基準（以下「新居室サービス等基準」という。）第三条第三項及び第三十七条の二（新居室サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第九十五条、第九十六条の三、第九十九条、第一百九条、第一百四十条（新居室サービス等基準第一百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第四百四十条の十五、第四百四十条の三十二、第四百五十五条（新居室サービス等基準第四百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。）、・の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居室サービス等基準第二十九条（新居室サービス等基準第三十九条の三及び第四十三条（新居室サービス等基準第五十八条において準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百条（新居室サービス等基準第九十条の三及び第九十条において準用する場合を含む。）、第一百七十七条、第三十七條（新居室サービス等基準第四十条の十五及び第四十条の三十二において準用する場合を含む。）、第四百四十条の十一、第四百五十三条、第四百五十五条の十、第八十九条、第九十二条の九及び第二百条（新居室サービス等基準第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。）、・の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に關する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p>	<p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四条第三項及び第十五条の二（改正後の第十七条の三、第十八条第三項、第二十四条、第二十六条第一項、第三十三条、第三十九条、第四十五条、第五十二条、第五十五条、第五十九条第一項、第六十五条、第七十二条、第七十七条、第七十八条の三、第八十二条、第八十八条、第九十三条、第九十九条、第一百条、第一百十條、第一百二十二条第一項及び第一百七七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二條（改正後の第三十三條の三及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第四十条（改正後の第四十三條において準用する場合を含む。）、第五十三條、第五十九條、第六十五條、第七十三條（改正後の第八十一条及び第九十六條において準用する場合を含む。）、第一百二條、第一百二十一條（改正後の第一百三十五條の三及び第四百四十條において準用する場合を含む。）、第三百二十二條、第三百五十一条、第三百六十條、第三百七十七條、第三百七十七條及び第三百九十六條（改正後の第二百三條及び第二百十一條において準用する場合を含む。）、の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に關する事項に關する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に關する事項を除く。）」とする。</p>
<p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居室サービス等基準第三十条の二（新居室サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第九十五条、第九十六条の三、第九十九条、第一百九条、第一百四十条（新居室サービス等基準第一百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第四百四十条の十五、第四百四十条の三十二、第四百五十五条（新居室サービス等基準第四百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第九十二条、第九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。）、・の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p>	<p>3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十四条の二（改正後の第三十三條の三、第三十四條第二項、第四十二條、第四十三條、第五十五條、第六十一条、第六十七條、第七十九條、第八十一条、第九十六條、第九十五条、第八十五條、第九十三條、第九十五條の三、第一百四十條、第一百五十四條、第六十三條、第八十二條、第九十條、第二百二條、第二百三條及び第二百十一條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p>	<p>4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十五条第三項（改</p>
<p>（居室サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置対策等に係</p>		

<p>第四條 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第三十一條第三項（新居宅サービス等基準第三十九條の三、第四十三條、第五十四條、第五十八條、第七十四條、第八十三條、第九十一條及び第二百十六條において準用する場合を含む。）、第四百四條第二項（新居宅サービス等基準第五十五條の三、第九九條、第四百四條（新居宅サービス等基準第四百四條の十三）において準用する場合を含む。）、第四百四條の十五、第四百四條の三十二、第九九條及び第九十二條の十二において準用する場合を含む。）、第一百十八條第二項（新居宅サービス等基準第五十五條（新居宅サービス等基準第五十五條の十二）において準用する場合を含む。）及び第二百三條第六項（新居宅サービス等基準第二百六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）</p> <p>第五條 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービス等基準第五十三條の二第三項（新居宅サービス等基準第五十八條において準用する場合を含む。）、第一百一條第三項（新居宅サービス等基準第五條の三、第九九條、第一百九條、第四百四條、第四百四條の十五、第四百四條の三十二及び第九十五條において準用する場合を含む。）、第四百四條の十一の二第四項、第九十五條の十の二第四項及び第九十條第四項（新居宅サービス等基準第九十二條の十二）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>（ユニットの定員に係る経過措置）</p> <p>第六條 この省令の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準第四十條第一項第一号イ（二）の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ及び第四十七條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び看護士の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、新居宅サービス等基準第四百四條の四第六項第一号イ（二）の規定の適用について準用する。この場合において、「入所定員」は「利用定員」に、「新指定介護老人福祉施設基準第二條第一項第三号イ」は「新居宅サービス等基準第二百一十一條第一項第三号」に、「第四十七條第二項」は「第四百四條の十一の二第二項」にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第七條 この省令の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含む、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第一條の規定による改正前の居宅サービス等基準第四百四條の四第六項第一号イ（三）（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。</p>
<p>正後の第三十三條の三、第三十四條第二項、第四十二條、第四十三條、第五十五條、第六十一條、第六十七條及び第二百一十一條において準用する場合を含む。）、第七十七條第二項（改正後の第八十一條、第九十六條、第二百二十五條、第三百三十五條、第三百三十五條の三、第四百四條、第八八十二條及び第九十條において準用する場合を含む。）、第三百三條第二項（改正後の第五百四十四條及び第六十三條において準用する場合を含む。）及び第九十九條第六項（改正後の第二百三條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十條の二第三項（改正後の第四十三條において準用する場合を含む。）、第七十四條第三項（改正後の第八十一條、第九十六條、第一百五條、第二百二十五條、第三百三十五條の三、第四百四條及び第五百四十四條において準用する場合を含む。）、第三百三十三條第四項、第六十一條第四項及び第七十八條第四項（改正後の第九十條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>6 当分の間、改正後の第二百二十六條第一項第一号イ（二）の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、改正後の第三百三十五條において準用する改正後の第六十六條第一項第三号及び第三百三十三條第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p>	<p>7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含む、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の第二百二十六條第一項第一号イ（三）（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。</p>

[